ます。

保險料は被保險團體の平均保險料によつて徵收するのでありますが、このやうな平均保險料は、保險料表によつて各被保險者毎に保險料を計算し、その總計額を保險金額で割るのであります。左表は十五歲から六十五歲までの十一人の團體について平均保險料を計算したものであります。各歲の保險料合計は三十五圓十一錢となり、これを保險金總額一萬六千八百圓で割ると平均保險料は二圓九錢であります。平均年齡は四十歲でありますが、平均料率は五十二三歲となります。

年齡	保險金圓	保險料圓
15	500	.45
20	700	.60
25	1.000	.76
30	1.200	.91
35	1.500	1.32
40	1.500	1.59
45	1.700	2.31
50	2.000	3.52
55	2.000	4.68
60	2.200	7.17
65	2.500	11.80
合計	440	16.800	35.11
平均	40	1.527	2.09

實際にはこのやうな團體は少く、概して若年者が多數を占めるので、平均保險料は更に安くなり、我國の團體保險會社が經驗するところでは、被保險者の年齡平均は三十二三歲、平均保險料は三十八歲卽ち八十八錢前後となつて居るのであります。平均年齡よりも平均料率が高くなるのは、高年齡者の保險料が割高となる爲であります。我國の平均保險料が八十八錢前後であつたとすれば、團保體險加入者の三十八歲までは保險料額以上を負擔し、三十八歲者以後の負擔は保險料よりも少くなるのであります。

このやうな平均保險料は加入者または脫退に從つて每年更正するのでありますが、被保險者の數が三百人以上五百人未滿のときは契約後三年毎を、五百人以上のときは五年毎を平均保險料の保證期間とし、その期間中は平均保險料を變更しないのであります。被保險者が三百人以上でも、契約加入者の割合がその團體人員の八割以下のときは保證期間を設けないのであります。更に保證期間中でも、契約更新のときの被保險者の數が期始人員より二割を增減したときは、改めて平均保險

料を計算するのであります。

更に保險契約者が希望するときは、平均保險料の計算によらず、各被保險者毎に保險料を計算して拂込むことも出來るのであります。

利益配當　我國の團體保險は毎事業年度の期末に、全體の保險團體を三百人以上の契約團體（甲團）と、五十人以上の團體（乙團）及び五十人未滿の團體（丙團）の三種に分割し、各團體毎に損益を計算し、利益金の大部分を各團體の利益配當準備金となし、各契約團體に對して、利益を生じた割合に從つて、保險料と相殺の方法で毎月に分割して配當するのであります。このやうな利益は主として死差益であり、死亡率に從つて利益が割當てられるので、死亡が少い契約團體では配當率も高く、保險料も安くなるのであります。このやうにして保險料が調整せられるので、契約して數年を經過した後は、自然にその團體に適應した合理的な保險料となつて行くのであります。

配當の方法は甲團と乙、丙團とでは少しく異り、甲團は毎年、乙及丙團では五年目に一回、利益を分配し、何れも毎月の保險料に割當てて相殺するのであります。

脫退給付金　脫退給付金は第二保險料を拂込む契約に對して、被保險者が死亡以外の理由によつて被保險團體から脫退した場合に支拂はれるのであります。この場合多少の制限を設け、加入期間が二ヶ月以內の場合は支拂はず、二ヶ月以上一ヶ年

脫退給付金額表　第二保險料月額一圓

加入期間＼年齡	一四―一九	二〇―二九	三〇―三九	四〇―四九	五〇―五九
一年	一三・三	一三・三	一三・三	一三・二六	一三・三
五	六四・七六	六四・七六	六四・八〇	六四・九〇	六五・一〇
一〇	一四〇・二六	一四〇・〇六	一四〇・四四	一四一・二四	一四二・八六
一五	二三八・三三	二三八・八四	二三九・八八	二三三・六四	二四三・三〇
二〇	三三一・一三	三三三・二四	三三八・九八	三三三・二六	—
二五	四三四・五四	四六〇・八二	四七八・四六	五六・三三	—
三〇	六二一・四〇	六二一・一三	六七一・一四	—	—

未滿の場合は、(一)加入期間が四ヶ月以内のときは第二保險料既拂込額の二割、(二)六ヶ月以内のときは第二保險料既拂込額の五割、(三)同じく一年未滿のときは第二保險料既拂込額の全額を拂戻し、加入期間が一年以上の場合は前表の如き脫退給付金を支拂ふのであります。

このやうな脫退給付金は死亡の場合は支拂はれぬのでありますが、既拂込第二保險料は全額を死亡保險金と共に拂戻すのであります。

脫退給付金額は定額式または停年式によつて毎月の拂込掛金五十圓以下として任意に決定することが出來るのでありますが、その金額は死亡保險金と特別死亡給付金（卽ち死亡の際支拂はれる既拂込第二保險料）の合計を超ゆることを得ないのであります。斯くて二十五歳者が五百圓の定期保險を契約し、月額三圓の第二保險料を拂込む場合は、二十五年目には特別死亡給付金は九百圓となるので、受取額は保險金を加へて千四百圓、この場合の脫退給付金は千三百五十二圓四十六錢でこのやうな契約は許されるのでありますが、二十六年目には死亡の際の受取金合計が千四百三十六圓であるのに、脫退給付金は千四百七十圓六十錢となるので、會社は脫退給付金を支拂ひ、その以後の第二保險料の徵收を止めるのであります。

癈疾　被保險者が癈疾となつて、退職する場合に、團體保險會社は、その保險月以後の繼續保險料の拂込を免除するのであります。

この場合に言ふ癈疾とは、「被保險者が被保險團體に加入した後に受けた負傷又は、加入後に罹つた疾病によつて、保險年齡が六十歳を越ゆる以前に(一)兩眼を失明するか、(二)咀嚼及び言語の機能を喪ふか、(三)兩手を腕關節以上で失ふか、(四)兩脚を足關節以上で失ふか、(五)一手一足を腕關節及び足關節以上で失ふか、(六)一眼を失明し、且一手又は一足を腕關節以上または足關節以上で失ふか、または(七)報酬又は利益を得る如何なる職務又は勞務にも從事することが出來なくなり、そのやうな狀態が百八十日以上繼續し、且將來恢復の見込のないとき」の各號の一に該當する場合を言ふのであります。

被保險者が癈疾となつた場合は、被保險團體を脫退するので、會社が免除するの

は脫退後の三年間に對する繼續保險料でありますが、この際、被保險者が屬した被保險團體が失效または解約のために更新しなくなつた場合でも、癈疾被保險者の權利は消滅しないのであります。

このやうな癈疾の認定を求めるのには、被保險者または保險契約者が、癈疾の日から二週間以內に(一)癈疾告知書と(二)醫師の診斷書を提出して、その請求をするのであります。この場合告知事項に不實の記載をなし、又は詐欺の行爲があれば、會社は癈疾の認定を取消し、被保險者は認定のときに遡つてその權利を失ふのであります。

その他の契約條項　團體保險に關する重要な規定は既に記したのでありますが、更に團體保險に適用される一般條項を述べるのであります。その(一)は戰爭、旅行及び職業變更の條項であります。卽ち被保險者の業務の種類、就業の場所、その方法、設備等について危險があり、又はそれらの變更のために業務上の危險が著しく增加したと認められるときは、會社は特別保險料を徵收するのであります。更に被保險者が戰地または變亂地に赴くとき、又は被保險者の居住地に戰爭または變亂が發生したとき、これらの原因で著しく危險が增加したときは會社の認定によつて特別保險料を徵收するのであります。この場合被保險者は直ちにそれを會社に通知しなくてはなりません。特別保險料は元保險料の負擔方法に從つて雇主と雇人が分擔または雇主が負擔するのであります。このやうな通知を怠り、または一ケ月以內に特別保險料が拂込まれなかつたときは、戰爭又は變亂による死亡者に對しては一定の削減保險金を支拂ふのであります。

その(二)は保險金の削減規定であります。我國の團體保險では、被保險者の早期死亡に對して、(一)被保險者の死亡が加入後六十日以內のときは既拂込保險料全額、(二)百二十日以內のときは保險金額の二割、(三)百八十日以內のときは保險金額の五割を支拂ふのでありますが、被保險者が(一)コレラ、赤痢、腸チブス等の十種傳染病、(二)燒死、溺死、轢死、震死、または他殺死、(三)火傷、湯傷、腐蝕傷、銃創、墜落、機械傷、打撲、壓迫、窒息、獸害、凍傷、電氣擊又は業務上の負傷によ

つて三十日以內に死亡したときは、保險金の全額を支拂ふのであります。

團體保險が保險金支拂の責に任じない場合は、普通保險の場合と同樣に、(一)被保險者の自殺、(二)決鬪その他の犯罪又は死刑の執行によつて死亡したとき、(三)保險金を受取るべきものが故意に被保險者を死に致したときであります。會社は右に對しては返戻金を支拂ふのでありますが、この場合の規定は普通保險と同樣であります。

第十七章　生命保險法

保險公法と保險私法　廣義において保險法は保險に關する法規の全體をいふのでありますが、これを大別して保險公法と保險私法に別つことが出來ます。保險公法は更に保險事業の監督に關する法律と、社會保險法との二種に別けるのです。保險事業は一般の公衆に大なる利害關係を及ぼすものでありますから、各國においてこれが監督の法規を設け、事業の主體、資格、事業の經營、條件等について各種の監督方法を規定してゐるのでありますが、わが國でも保險事業の監督については明治三十三年法律第六十九號をもつて保險業法が制定公布せられたのでありますが、更にこの法律は昭和十四年法律第四十一號として改正公布されました。

保險私法は更にこれを別けて、保險事業の主體に關する法規と保險契約法に別け

ることが出來ます。わが國においては保險事業は株式會社又は相互會社に限つてこれを營むことが出來ることは、既にのべたのでありますが、これは保險業法が規定し、このやうな保險會社に關する規定は私法部類に屬するものであります。保險契約法は保險契約に關する私法上の法規をいひ、外國においては、これを商法中に規定するものと、特別法としてこれを規定するものと二つの主義があります。海上保險法は商法といふ法典を有する國においては、殆ど商法中に規定されますが、その他の保險法は古い商法においては多く規定がありません。現に佛蘭西の商法の如きは陸上保險については一九三〇年の保險契約法があり、獨逸商法も海上保險法のみを定めて陸上保險については別に一九〇八年の保險契約法でこれを定めてゐます が、この獨・佛の保險契約法と一九〇八年の瑞西の保險契約法とは、最近の立法として最も注目すべきものであります。英米においては、商法典を持たぬので、保險契約に關しては慣習法が支配してゐるのであります。わが國の商法も同じく保險に關する規定をその中に收めてゐます。すなはち第二篇第十章に於て損害保險、生命保險に關する一般規定、竝に火災保險及び運送保險に關する特別規定を設け、第五篇第六章において海上保險に關する特別規定を設けてゐるのであります。

營利保險法と相互保險法　營利保險は保險業者が營利の目的を以て他人と保險契約を締結する場合の保險をいふのであります。これに反して相互保險においては、營利の目的をもつて保險を營業するものがないので、保險加入者が團結して相互的に保險するのであります。かやうに營利保險と相互保險とは全然性質を異にしてゐますが、これを經濟的に觀察すればその保險であるといふことについては殆ど違ひはないのであつて、營利保險においてもまたその保險に加入してゐる者が相集つて互ひに保險してゐるに外ならぬのであります。保險營業者はその中心に立つて被保險者團體の成立について媒介をするものと見るのです。この者が保險契約の締結に依つて多少の利益を獲得するのでありますが、このやうな利益は大なる保險團體から見れば極めて零碎なものであつて、經濟上より觀察すればこの大なる被保險者團體の團體員が相互保險をしてゐるといふことになるのであります。このやうに營利

保險と相互保險とは、經濟上から觀察するとその區別は殆どないといつてよいのであります、これを法律的に觀察すればこの二者は全然別物であります。營利保險においては、保險營業者が營業として各個に保險加入者との間に保險契約を結ぶのであつて、保險契約者相互の間には法律上何等の關係も生じないのです。しかるに相互保險では加入者は相集つて一個の法律上の團體を爲すのであつて、何人との間においても、保險契約を爲すものとはいへないのであります。若し組合關係を組織して相互保險を爲す團體があるとすれば、各組合員相互の間において組合契約を生ずるのみで、別に保險契約を生ずるものではなく、その組合契約自體の內容が保險關係を目的とするものであります。しかし乍ら保險業法は組合に依る相互保險を認めないので、このやうな保險事業は法人たる相互保險會社でなければこれを經營することが出來ないのであります。この場合は法人たる相互保險會社と保險加入者が保險契約を結ぶのではなく、加入者は單にその會社に加入してその社員となり、社員となることの結果として會社との間に保險關係を生ずるのであります。この故に相互保險關係は保險契約より生じた債權債務の關係ではなく、相互會社たる社團法人の內部における社員權關係に外ならないのであります。商法中の保險に關する規定は、保險營業者が營業として保險を經營する場合にのみ適用されるものでありますが、相互保險の場合においては保險契約は存在しないのでありますから、商法中の保險に關する規定は、相互保險には全然適用はないのであります。實際的見地から言へば相互保險の場合に於ても、その保險加入者と相互會社との間の保險關係は、商法中の保險に關する規定に依つてこれを律するのを便宜とする關係上、保險に關する商法の規定はその性質の許す限り、相互保險の場合にも一般的に準用せられるべきものと定めてゐるのであります。（商法第六百六十四條、第六百八十三條第一項）要するに商法中の保險に關する規定は營利保險に關する法律であり、相互保險の方は實質においてはこれと同樣でありますが、商法の保險契約法ではなく、これと別個の存在を有するのであります。

損害保險法と生命保險法　わが商法は保險を別つて損害保險と生命保險とに大別

してゐます。商法第六百二十九條に依れば、損害保險契約は當事者の一方が偶然の事故に因つて生ずることあるべき損害を塡補することを約し、相手方がその報償を與ふることを約する契約をいふのであります。これに對して第六百七十三條の規定に依れば生命保險契約とは當事者の一方が相手方又は第三者の生死に關し一定の金額を支拂ふべきことを約し、相手方がこれにその報償を與ふることを約する契約をいふので、損害保險は損害の塡補といふことを目的とし、生命保險は一定の金額を支拂ふことを目的とするのであります。損害保險中には火災保險、運送保險、海上保險、信用保險、自動車保險、機關保險、盜難保險等があります。なほ再保險とは或る保險者が引受けた保險契約上の責任の全部又は一部を他の保險者に保險せしめる契約をいふのでありますが、再保險の保險事故は、保險者に責任の生ずることにあるので、再保險者は元保險者に對してその損害を塡補するといふ觀念をもつのであります。この故に再保險は通常の損害保險であり、生命保險の再保險も又同じく損害保險でありますが、この意味は保險業法に依つて明確にされてゐるのです。

生命保險は人の生死に關して一定の金額を支拂ふべき保險でありますが、生命保險に類似して、しかも生命保險でないものがあるのです。例へば傷害保險は傷害に依つて一定の金額を支拂ふのでありますが、このやうな傷害は人の生死とは異ふのです。又徵兵保險においては徵兵に取られたか否かといふことに依つて保險金額の支拂を決定するので、單に徵兵適齡まで生存して居つたといふことをもつて保險事故としてゐるものではありません。この故に、傷害保險、徵兵保險の如きは生命保險ではないのであります。更に疾病保險、癈疾保險、産兒保險等の如きものは、生存又は死亡といふことには直接の關係はないのでありますから、生命保險ではありません。しからばこれらの保險は損害保險であるかといふに、損害の塡補を目的とするものではないから損害保險でもないのです。わが保險法からいふとかうした保險は損害保險でもなく又生命保險でもなく第三種の保險であるといはなければなりません。これについては直接商法中に規定はないのでありますが、損害保險及び生命保險に關する商法の規定はこれを類推して適用すべきものであります。獨逸の保

險契約法においては損害保險に對して人保險といふものを對立させ、人保險中に右のやうな第三種の保險が總て含まれるものとしてゐるのです。學理的に分類して、この損害保險、人保險といふ分類は正當なものであるといはねばなりませぬ。

陸上保險法と海上保險法　海上保險は海上の船舶保險その他の運送保險をいひ、陸上保險は陸上の各種の保險を總稱するのであります。從つて陸上保險中には損害保險、生命保險、その他の人保險をも含んでゐるのであります。海上保險は海上の運送保險をいふので、これは損害保險の一種であります。陸上保險と海上保險の區別は單に沿革に基くものといふべきであります。保險の歷史からいへば先づ海上保險に創まり、陸上保險これに倣つて漸次起つて來たものに外ならず、各國の商法等においても、海上保險に關する規定のみを設けてゐる例の少くないことは既に述べた如くであります。わが商法においても陸上保險に關する規定は、これを商法の第三篇中に收め、海上保險に關する規定は別にこれを第四篇に規定してゐるので、陸上保險法と海上保險法とは法典の位置においては劃然と別れてゐるわけであります。しかし、海上保險はその性質上からいへば損害保險の一種に外ならぬのでありますから、商法第八百十五條第二項に於て海上保險に關して特別の規定なき限りは、商法第三篇中の損害保險の總則の規定が當然海上保險にも適用せられる旨を定めてゐるのであります。この規定は單に疑を避けるために置かれたものに過ぎません。法律には適用と準用といふ言葉がありますが、適用といふのは當然そのものに關する規定がそのものに適用されるといふので、準用といふ方は全く違つたものに關する規定を拔いて來て全く違つたものに特に應用するといふ場合に使ふ言葉であります。商法第八百十五條第二項は海上保險契約には本章に別段の定めのないときは、第三篇第十章第一節第一款の規定を適用すと書いてありますが、これは詰り當然適用があるので、このやうな場合に適用といふ言葉が使はれるのであります。しかし特に規定を設けて違つたものをそこに應用するといふのなら、準用すと書くべきでありますが、海上保險には當然損害保險の總則の規定が適用されるので適用といふ言葉を使つたのであります。ただ、損害保險の規定は第三篇になつて海上保

険の規定が別に第四篇に置いてあるので、果して損害保険の規定がこれに適用があるかないか多少疑はしいといふので特に疑を解くためにこの規定を置いたものであります。學理上からは陸上保険、海上保険と別ける理由はないので、寧ろ損害保険と人保険とを對立せしむべきであります。

保険契約の關係者　保険契約の關係者は保険契約當事者より廣い意味に用ひられてゐます。保険契約の當事者は常に二つあり、一は保険事故發生の場合に損害の塡補又は一定金額の支拂を爲す義務を負ふもので、保険者といはれるもの、これに對して保険料の支拂を爲す義務を負ふ者が保険契約者であります。勿論數人が共同して保険者たることもあり、又共同して保険契約者たることもあるのですが、保険契約の當事者としては、保険者と保険契約者の二つがあるのみです。保険契約の當事者以外の保険關係者のうち、その一は被保険者すなはち保険される人であります。被保険者といふ言葉の意味は、損害保険と生命保険との間において全然異なつて居ます。損害保険の被保険者はその損害を受くべき利益、すなはち被保険利益を有する者であつて、保険事故發生の場合において損害の塡補を受くべき者をいふのであります。通常の場合は保険契約者と被保険者とは同一人であります。保険契約者が自己のために保険をなす場合は、その契約における被保険者は保険契約者自身で、例へば、自己の所有の家屋に火災保険をつけるやうな場合であります。しかし乍ら他人のためにする損害保険の場合においては、保険契約者と被保険者とは別人であります。例へば倉庫營業者がその貨物を寄託者のために保険につける場合の如きは、保険契約者は倉庫營業者でありますが、被保険者は別人たる寄託者であります。この場合は、保険契約者は保険者に對して保険料支拂の義務を負ふのであつて被保険者は保険者に對して損害塡補の請求を爲す權利を有つてゐるのです。生命保険において被保険者といふのは損害保険のいはゆる被保険者とは全然異り、その人の生死に關して保険がつけられるのであります。從つて生命保険の被保険者は保険の目的たるに過ぎないのでありますから、被保険者としては何等の權利義務を有するものではありません。生命保険においても、被保険者が保険契約者と同一人である場

合もあり、別人であることもあつて、例へば父がその子を被保險者として生命保險契約を締結した場合は二者別人であります。生命保險契約においては保險契約者と被保險者の外に更に保險金額を受取るべき者があり、これを保險金受取人といいます。保險金受取人は恰も損害保險における被保險者と同じ地位に立ち、保險事故發生の場合において保險金額の支拂を受ける權利を有する者であります。保險金受取人も亦保險契約者と同一人であることがあり、別人であることもあつて、同一人であるときは自己のためにする生命保險であり、別人であるときはいはゆる他人のためにする生命保險であります。この他人のためにする生命保險は他人を被保險者とする生命保險と混同してはなりませぬ。他人のためにする生命保險においては、その他人が被保險者であることもありますが、保險契約者が被保險者であることもあり、又、全然第三者が被保險者であることもあります。言ひ更へると生命保險における保險契約者、被保險者及び保險金受取人は或は同一人であることもあり、三者皆異つて居ることもあり、或は又二人であることもあります。その二人の場合においても、保險契約者と被保險者とが同一人であつて保險金受取人とが同一人であることもあり、被保險者と保險金受取人とが同一人であることもあります。

保險契約當事者の資格　保險契約の當事者たるべき資格については、私法上別に制限はありませぬ。この故に自然人であると法人たるを問はず、又能力者たると無能力者たるを問はず、保險者又は保險契約者たることが出來るのでありますが、保險業法は保險者の資格について或る種の制限を設け、卽ち免許をうけた保險會社又は外國の保險業者に限つて保險事業を營むことが出來るのであります。損害保險における被保險者の資格についても、何等制限はないのでありますが、生命保險の被保險者については自然人たることを要します。法律では自然人たること以外に別に制限はないが、實際上は幼年者とか又一定年齡以上の老年者、精神病者等の如き者は多くの種類の生命保險において被保險者たり得ないものとしてゐるのです。生命保險における保險金受取人の資格についても何等制限はありません。

保險仲立人と保險代理商　なほ以上の外、保險契約の締結に助力するところの營業者があります。例へば保險仲立人及び保險代理商の如きであります。保險仲立人は商法上の仲立人の一種で、保險契約の媒介を爲すを業とする者でありますが、海上保險に多く存在して生命保險には殆どありません。保險代理商は保險者の爲に保險契約の代理又は媒介を爲すを業とする代理商をいふのであつて通常代理店といはれてゐます。保險代理商に關して商法又は保險業法中には何等特別規定がなく、從つて、その媒介を爲すに止まるものであるか又は契約の締結その他の事項について代理を爲すものであるかについては、各個の場合における保險者と代理商との間の契約に依つて決定せられるの外はありません。獨逸や瑞西にはいろいろの規定があつて、保險の代理者の權限についての規定を設け、それに依つて第三者は一應安心して取引が出來るやうになつてゐます。同じ代理店であつても單に媒介をするだけのものもあり、契約を締結する權限を有つ代理店もありますが、尠くとも保險料を受取る位の權限は有つてゐるのです。生命保險の代理店の多くは契約を締結する代理權を有つてゐないので、單に媒介をし、保險料を受取り、或場合には特定の通知を受ける位の權限を有つてゐるに過ぎないのです。代理商と仲立人とは違つて、代理商は特定の商人のために賣買等の代理をなして口錢を收入とし、仲立人は特定の商品を賣ること竝に或る事業について種々の媒介をする者であります。

保險契約法の性質　保險契約法も契約法の一種でありますから、他の一般契約法と同樣に任意的であるといふ性質を有つて居り、公の秩序又は善良の風俗に關するものの外は、總て各個の契約に依つて任意にこれを變更することの出來る法規であります。獨逸や瑞西の保險契約法は、經濟上の弱者であるところの保險契約者を保護するといふ趣旨から、保險契約法中の或る規定を特に强行規定として、契約に依つて自由にこれを變更することを許さぬものとして居りますが、わが商法にはかうした趣旨の特別規定はありません。そこで保險契約法中の大部分の規定は皆契約に依つて自由にこれを變更することが出來ます。商法の保險に關する規定の大部分は任意規定であつて、しかも完全なものとはいへないので、當事者間の契約に依つて

自由に變更することが出來るものとされてゐます。そこには、契約の條款に依つてこれを補修すべき餘地が、頗る多く、實際においても保險會社は多數の契約者と同じ種類の契約を締結する關係上、各個の契約毎に一々別個に契約の條款を定めることはありませんが、豫め商法の規定を補修した標準的の條款を設けてこれに從つて契約を締結するのです。この條款が普通保險約款であります。

保險約款の性質　保險者はこの普通保險約款に從つて契約を締結するのでありますから、特にこれと異なる特約をなす場合においては、その約款中の特定の規定を變更し又は約款追加の規定を設けます。當事者が明かにその契約に據らぬ旨の意思を表示せぬ限りは常に約款に據るの意思をもつて各個の契約を締結したものと解されるのです。實際普通行はれてゐる保險約款を見ると、商法の規定を變更したり、或は商法の規定の足らぬところを補充する規定が頗る多いのであつて、保險約款の規定に依つて各個の保險契約の內容は一應定められ、商法の規定の適用を俟つことは實際は甚だ少ないのであります。この故に、實際に保險契約法を研究するには、

寧ろ商法の規定に依らないで實際に行はれる普通保險約款を研究すべきであります。普通保險約款の效力はこのやうに大きいので保險業法はこれを定むるについて必ず主務官廳の認可を要するものとし、保險者が恣に自己の利益のみを圖ることを防止して居るのであります。この普通保險約款と保險契約と保險契約法の關係は、保險契約法が任意規定であることの結果として約款の方が特に强く、通常の場合は寧ろ商法の規定よりも約款を見なくては權利義務の關係が分らぬことが多いのであります。このやうな關係は簡易保險にはなく、簡易保險の法律關係は總て簡易生命保險法その他の附屬法令で決められて居つて、外に約款がある譯ではありません。簡易保險に關する省令の如きものは約款ではなく、從つて簡易生命保險法を變更することは出來ないのであります。

生命保險契約の意義　生命保險契約は、當事者の一方が相手方又は第三者の生死に關し一定の金額を支拂ふべきことを約し、相手方がこれに對してその報酬を與ふることを約束する契約をいふのであります。（商法第六百七十三條）

保險金額の支拂　保險者は生命保險契約において一定の金額を支拂ふ義務を負ふのであります。損害保險においては保險者が被保險者に對して生じた損害を塡補する義務を負ふものでありますから、このやうな保險では被保險者が損害を受ける虞のある利益を有つことを要する、卽ち被保險利益を必要とするのです。更にそれは金錢に見積ることを得べき財產上の利益たることを要するのであります。損害保險においては被保險利益の價額を保險價額とするのであつて、保險金額は如何なる場合においても保險價額を超へることが出來ませぬ。もし保險金額が保險價額を超へてゐるときは、いはゆる超過保險を生じてその超過した部分については契約が無效となり、（商法第六百三十一條）同一被保險利益について數個の保險契約が存在してゐる場合においても、その保險金額の總額は保險價額を超へることが出來ないのであります。若し、これを超えて居るときは、いはゆる重複保險を生じ、商法第六百三十二條乃至第六百三十五條の規定に依つて、被保險者は保險價額以上の保險金額を受取ることが出來ないのであります。しかるに生命保險では保險者の義務は一定金額の支拂義務であり、保險金額は當事者が任意にこれを定めることが出來るのであつて法律上の制限はないのであります。生命保險においては被保險利益は存在して居らぬので保險價額も亦存在しないのであります。從つて生命保險においては超過保險又は重複保險の如き問題は存在しないので、この點が生命保險と損害保險とを區別する最も重大な點であります。

保險事故　生命保險の保險事故は人の生死であります。保險者は被保險者の生死に關して保險金額を支拂ふのでありますが、ここに生死といふのは、生存及び死亡と云ふ意味であります。生命保險中被保險者の死亡を保險事故とするものは死亡保險であり、更に一定の年齡までの生存を保險事故とするものが混合保險であります。混合保險は廣い意味における死亡保險の一種でありますが、死亡保險中被保險者の終身間契約が存續し、その死亡の場合において保險金額を支拂ふべき契約を通常終身保險といひ、一定の期間內の死亡に保險をつけて、その期間內に死亡した場合においてのみ支拂をなす契約を定期保險といひます。混合保險の內で最も通常行はれ

るのは養老保險であつて、一定の期間生存し老年に達したとき、又はそれ以前に死亡したときに保險金額を支拂ふのであります。

保險期間　生命保險の保險期間は當事者間の契約に依つて定められることもありますが、契約の性質上當然定められてゐることもあります。例へば養老保險の場合においては何歳滿期といふことを契約に依つて定めてゐるが、終身保險の場合においては當然終身に亙つて保險が存在する譯であります。

保險料の支拂　生命保險においては保險契約者は報酬を與へる義務を負つて居りますが、このやうな報酬を保險料といひます。保險料中には保險料を徵收する年度の危險に對する保險料と、後の年度のために蓄積すべき保險料とを含んで居り、この後の部分を積立てた金額が保險料積立金であります。これは保險者が後の年度のために餘分に徵收した保險料でありますから、保險契約が解約又は失效に歸して中途で終了した場合には、これを保險契約者に拂戻すことになつて居ります。

保險者の義務　保險者は契約者の請求に依り保險證券を交付する義務があります。（商法第六百四十九條第一項、第六百八十三條）保險證券は保險契約の成立要件たる證券ではなく、寧ろ契約成立後において、契約者の請求に依つて發行せられるものであります。更に保險證券は契約書ではなく、保險者のみがこれに署名するのであります。保險證券はまた單に證據のための證券であつていはゆる有價證券ではありませんから、この保險證券を讓渡することに依つて、保險金受取の權利を讓渡するといふ觀念は存在してゐないのであります。しかしながらこのやうな證券は要式の證券即ち形式を要する要式の證券であつて、これに記載すべき事項は商法第六百四十九條に列擧してあります。從つて保險證券を讓渡し、それで保險金を受取る權利を讓渡するといふ權利は保險證券にはないのであります。言ふまでもなく保險金を受取る權利を讓渡す場合に保險證券をつけて讓渡す必要はありますが、それは要件ではありませぬ。保險證券を讓渡すといふことは、直ちに保險金を讓渡す權利を生ずるものではないのであります。

保險者が保險事故發生の場合に保險金額支拂の義務を負ふといふことは既に述べ

たところでありますが、その支拂を受くべき者は保險金受取人であります。保險金受取人は通常契約の際にこれを指定するのでありますが、必ずしもこれを指定することを要しないので、（商法第六百七十九條第三號）若し保險金受取人を指定しないでゐる間に保險事故が發生したときは、保險契約者をもつて保險金受取人と見るのです。このことは他人を指定しない限り保險契約者本人を受取人とする意思であるといはねばならぬからであります。尤も、簡易保險では被保險者又はその遺族が受取人となることになつてゐます。（簡易生命保險法第九條）しかし、契約者自身が受取人たる場合にその保險が死亡保險又は混合保險であるときは、契約者の死亡によつて保險事故が發生することになりますから、この場合には保險金受取の權利はその相續人に依つて相續せられることになります。保險金受取人の權利は財產權でありますからこれを讓渡すことも出來ますが、死亡保險又は混合保險で、受取人が何人であるかといふことは被保險者の利害に最も大切なる關係があるので、商法はこの場合保險金受取の權利を讓渡すには被保險者の同意あることを必要としてゐるのです。（商法第

保險者は保險事故發生の場合に保險金支拂の義務を負ふのでありますが、法律は次の場合には、その責に任じないものとしてゐます。（イ）商法第六百四十條及び第六百八十三條は「戰爭その他の變亂に因て生じたる損害は特約あるに非ざれば保險者これを塡補する責に任ぜず」としてゐます。戰爭その他の變亂に因つて生じた損害といふのは、これに因つて死亡することを意味するのであつて、例へば、彈に中たつて死亡するといふのは戰爭に因つて生じた事故であるが、戰爭に行つたために傳染病に罹つて死んだといふのは戰爭に因つて生じた事故とはいへるが、それだけでは戰死とはいへぬ。ところで今次の戰爭ではこのやうな危險は法律の規定にかかはらず、一般に無條件で引受けて居り、簡易保險においては、法律によつてこれを引受けることになつてゐます。（ロ）商法第六百八十條第一項第一號は「保險者が自殺・決鬪・その他の犯罪又は死刑の執行に因りて死亡したるとき」を免責事由の一として居ます。死刑の執行といふは別として、その他の犯罪といふのはどういふの

であるか、泥棒に這入つた時にあべこべに相手の人から短銃で撃たれて死んだとか、或は泥棒に這入つて逃げて行く時に溝にはまつて死んだといふときは、犯罪に因つて死亡したといふことになるのか、餘程疑はしいのであります。又、自殺についても問題がある。精神病に罹つて居る者が腹を切つて死んだとか、酒を飲んで氣が狂つて死んだ場合、すなはち、心神喪失中とか或は大に酒を飲んで酔拂ひ、一時心神喪失の狀態になつたとき死んだ、といふが如きは自殺ではありません。又他人の命を助けるために死んだといふのも自殺ではないのです。多くの普通保險約款は二年以内の自殺は支拂はぬが、二年後の自殺は支拂ふことにして居り、これを一年と規定するものもあります。(ハ)商法第六百八十條第一項第二號は「保險金額を受取るべき者が故意にて被保險者を死に致したるとき、但その者が保險金額の一部を受取るべき場合においては保險者はその殘額を支拂ふ責を免ることを得ず」としてゐます。(ニ)商法第六百八十條第一項第三號は「保險契約者が故意にて被保險者を死に致したるとき」も保險金を支拂はなくてもよいとしてゐるのです。多くの

約款は、右の商法の規定を修正して、支拂の免責條項を緩和してゐるものが多く、例へば二年經過後の自殺に對しては、保險金を支拂ふといつたことです。

保險者が保險契約によつて慶利益の配當又は分配を約することがありますが、この場合はその約款に依つて保險者に生じた利益の一部を保險契約者に配當するのであります。しかし乍ら、商法中には利益の配當に關し何等の規定もおかぬのであります。この利益配當の外、利益の有無に拘らず一定の配當をするものがあり、これを確定配當といふのですが、これについての詳細は保險業法に規定してゐます。

保險契約の全部又は一部が無效である場合に保險契約者及び保險金受取人が善意にして且つ重大なる過失のないときは、保險者に對して保險料の全部又は一部の返還を請求することが出來ます。(商法第六百四十三條及び第六百八十三條)すなはち、「保險契約の全部又は一部の無效なる場合において、保險契約者及び被保險者が善意にして且重大なる過失なきときは保險者に對して保險料の全部又は一部の返還を請求することを得」とあります。右の規定は保險料返還の義務を制限した規定であつて、も

し斯ういふ規定が無いときには、保險契約の無效のときは保險料の返還を請求することが出來ぬことになるのであります。

保險者は商法第六百八十條の場合には、保險金額を支拂ふ責に任じないと同時に、被保險者の爲めに積立てたる金額を保險契約者に拂戻すことを要するのであります。（商法第六百八十條第二項及び第六百八十三條第二項）商法第六百八十條第二項は「前項第一號及び第二號の場合においては、保險者は被保險者のために積立てたる金額を保險契約者に拂戻すことを要す」とし、第六百八十條第一項第二號は「保險金額を受取るべき者が故意にて被保險者を死に致したるとき、但その者が保險金額の一部を受取るべき場合においては保險者はその殘額を支拂ふ責を免ることを得ず」とします。第六百八十三條第二項は第六百四十條を準用し、「戰爭その他の變亂に因りて生じたる損害は特約あるに非ざれば保險者これを塡補する責に任ぜず」とし、この場合において保險者が保險金額を支拂ふことを要しないときは、被保險者のために積立てた金額を保險契約者に拂戻すことを要するのであります。

保險契約者は任意に保險契約を解約して保險料積立金より特定の金額を控除した解約返戻金を請求することが出來ます。生命保險契約は長期に渉ることを通常としてゐるので、契約者が絶對にこれに拘束せらるるものとすると、その資力に變動を生じた場合、又は被保險者と保險金受取人との關係に變動を生じた場合において甚だ窮した地位に立つので、解約の自由を認めたのでありますが、これは、何の國の法律においても認めてゐるのです。この場合わが商法は何等の規定をも有しないが、約款にはこれを定めてゐます。なほ、進んで保險契約の解約を認める以上、契約者が保險料を支拂はぬ場合に强制してこれを取立てることの認められてゐることは當然でありますが、この場合、約款の規定は保險料の拂込なくして一定の猶豫期間を經過したときは保險契約は當然その效力を失ふものとして、解約返戻金を拂戻すことにしてゐるのです。この點について商法には規定がないので商法の規定からいふと、保險料を拂はぬ場合は强制執行をして保險料を取つてもよいのでありますが、實際はこのやうなことは出來ないので約款の規定では當然契約を失效にすること

とにしたのであります。つぎに保險契約の變更についてみるに、約款の規定は解約返還金を一時拂の保險料と見て保險金額を減少することを認め、この場合變更後の保險は保險料拂濟保險となります。かうした保險契約の變更を解約と見做して、これを新たなる保險料拂濟契約の締結であると觀察する學說もありますが、このやうなときに契約者は新契約を締結する意思は無く、最初の契約に基き保險契約者の一方の意思のみに依つて保險契約の變更をなし得るのであるから、この學說は法律論としては誤つて居り、寧ろ保險契約の變更とみなければならぬのであります。

保險者は約款の規定に依り解約返戻金の範圍内において契約者に貸付をなすことがあり、この場合に契約者は貸付を受ける權利を有してゐるので、保險者はこれに對して貸付をなす義務を負ふわけであります。この貸付は通常保險證券に對してなされるので保險證券擔保貸付といひますが、商法には何等の規定もありません。この言葉は保險業法施行規則中にも使つてゐます。

保險金支拂の義務、保險料返還の義務及び保險料積立金返還の義務は二年間經つたときは時效によつて消滅します。（商法第六百六十三條及び第六百八十二條）第六百八十二條の規定がそれであります。

保險者の權利　保險契約者又は被保險者は契約の當時において重要なる事實を告げることを要し、且つ重要なる事項につき不實の事を告げないことを要するのであつて、もし惡意又は重大なる過失に依りこれに違反したときは保險者は契約の解除をなすことが出來るのであります。（商法第六百七十八條）これを保險契約者又は被保險者の告知義務といひます。告知義務の目的は重要なる事實であります、重要なる事實とは危險測定の爲に重要なる事實であり、保險者がその事實を知悉してゐたならば契約を締結しないか、又は尠くとも同一條件をもつて契約を締結しないであらう事實をいふのであります。重要なる事實は必ずしも被保險者の健康に關する事實のみに限らず、保險契約者又は保險金受取人と被保險者との間柄の如きものも亦重要なる事實であります。これを主觀的危險といひます。又、嘗て病氣に罹つたことを言はないのは告知義務違反であります。告知義務者が重要なる事

實を告げず。又は重要なる事項につき不實の事を告げる場合に存在するのでありますが、その不告知又は不實の告知は告知義務者の惡意又は重大なる過失に因ることを必要とするのです。惡意といふのは、それを知つてゐて不實のことを告げることであり、例へば、自分は肺病であるといふことを知つて居つて告げない。又は嘘であるといふことを知つて居つて「インフルエンザ」であるといふ樣なことを言ふのは、惡意で不實の告知をしたといふことになるのであります。

保險者の有する解除權は保險者が解除の原因を知つた時より一箇月間にこれを行はないとき又は契約締結の時より五年を經過したときは消滅します。（商法第六百七十八條第二項、第六百四十四條第二項）この期間は時效ではないので、中斷停止等の觀念を容れないのであります。告知義務違反の場合の解除權の行使の方法については別に規定が無いので、保險契約者に對する意思表示によるべきであり、保險金受取人に對する意思表示ではなし得ないのであります。これを實際から言へば、保險契約者が自分を被保險者として契約を締結する場合が多いのでありますが、そのやうな保險

契約者兼被保險者が死亡して保險事故が發生した場合に、その後に於て告知義務違反の事實が發見されたとしても、保險契約者兼被保險者が死んで仕舞つた以上は、死亡した保險契約者に向つて契約を解除することは出來ないのであります。その場合は相續人に向つて解除の意思表示をしなければなりませぬが、法律では一箇月內に解除の意思表示をしなければならぬといふことになつて居て、被保險者は死んだが相續人は誰がなるのか分らぬ。相續人はその人の子がなるのであるが、子が無いときは誰が指定されるのか一向分らぬ。或は相續人が分つてゐても、それは遠い所に行つて居て行衞不明で住所の分らぬといふやうなときは、どうにもやりやうがないことになつて實際上大變困るのであります。そこで獨逸は意思表示をしなければならぬときに相手方が能く分らぬ。或は相手方の居所が分らぬといふやうなときには、民法の失踪の意思表示の方法に依つて意思表示をすることが出來ることにしてあります。ところが日本の民法にはさういふ規定がない。そこで約款にはこの規定を設けてこのやうな場合には、保險金受取人に對しても尙ほ解除の意思表示をなす

ことが出來るといふやうにして居るのです。

告知義務違反の場合の契約の解除は將來に向つてのみその效力を生ずるのであり、（商法第六百七十八條第二項及び第六百四十四條第二項、第六百四十五條）この場合は保險者はその事故が發生した後の保險料を返還する義務はないのでありますが、更にその解除の時までの保險料を請求することが出來ます。危險發生後解除をしたときでも保險金を支拂ふ義務はなく、もし既にその支拂をなしたときは返還を請求することが出來るのであります。尤も保險金受取人が危險の發生が保險契約者又は被保險者の告げ又は告げざりし事實に基かなかつたことを證明すれば別であります。（商法第六百七十八條第二項、第六百四十四條第二項及び第六百四十五條）

告知義務は元來保險契約に關する特殊の制度でありますから、その規定に依つて契約の解除をなすことの出來ない場合には、保險者は危險告知に關する事項について錯誤又は詐欺のあつたことを理由として、民法の一般規定に依り契約の無效又は取消を主張することが出來ないのであります。なほ、生命保險會社の約款には被保險者の年齡に錯誤のあつた場合について特別の規定を設けてゐるのでありますが、年齡の錯誤に就いては約款は告知義務に關する法律の規定を除外してゐます。

保險契約者は保險者に對し保險料を支拂ふ義務を負ふてゐます。他人のために保險契約をした場合にも、保險契約者が保險料支拂の義務を負ふのでありますが、保險契約者が破產の宣告を受けたときは、保險者は保險金額を受取るべき者に對して保險料の請求をなすことが出來るのです。但しその者がその權利を拋棄したときはこの限りでないとせられます。（商法第六百八十三條、第六百四十七條及び第六百五十二條）生命保險契約は多くの場合に長期に渉るので、保險料の支拂は損害保險の場合のときのやうにこれを一時拂になすことは稀であり、多くは分割拂の方法に依るのです。この場合その保險料の分割は、いはゆる保險料期間に隨つて毎年これを支拂ふものと定め、更に一年度分の保險料を分割して支拂ふことを認めるものもあります。この場合に保險契約消滅の事故が中途で發生したときは、その保險年度の保險料中未拂込の分を一時に拂込ましめることにしてゐることに注意すべきであります。その故

は一保險料期間の保險料は保險學上不可分の性質を有するからであります。保險料の支拂場所については、特別の規定がないので一般の規定に從つて債權者の營業所においてこれを爲すべきものとせられ、（商法第五百十六條）多くの場合は會社より人を派して保險料を取立ててゐますが、中には自分の方へ拂込ませる會社もあります。商法第五百十六條は「その他の履行は債權者の現時の營業所若し營業所なきときはその住所においてこれを爲すことを要す」として、債權者の方に持つて行つて辨濟すべしと規定してゐるのであります。

保險契約者が破產の宣告を受けて保險料の全部を支拂はぬときは、保險者はこれに對して相當の擔保の供與を請求することが出來ますが、（商法第六百八十三條、第六百五十一條第三項）生命保險においては實際上多く適用されてゐないのであります。生命保險の保險料は强制して徵收することは決して無いのであります。

保險契約者又は保險金受取人は、被保險者の死亡した事實を知つたときは遲滯なくこれを保險者に通知する必要があり、（商法第六百八十一條）又保險期間中に危險の著しく變更し、又は增加したる場合においても通知義務を課してゐるのです。（商法第六百八十三條、第六百五十七條第二項）保險者はこれ等の通知義務に對して通知をなさしむる權利を有してゐるのであります。

保險料支拂の義務は一年を經過したときは時效に因つて消滅します。（商法第六百八十三條、第六百六十三條）

他人の生命保險　他人の生命保險を無制限に認めるときは、利害關係のないにも拘らず濫りに他人を保險に付し、賭博類似の契約をなすの弊害を生ずるのみならず、保險金額を得るためにその被保險者の生命に危害を及ぼすといつた危險を生ずることがありますので、外國の法律は他人の生命保險についての多少の條件を必要としてゐます。これには三つの立法主義があるのです。

第一の主義は利益主義といはれて居りますが、これは他人の生命に關し或る利益を有するものでなければ保險契約を締結することが出來ないとし、利益のない場合には保險契約を無效とするのであります。英米法その他多くの國の法律はこの主義

をとつてゐます。

第二の主義は同意主義といつて、被保険者の同意を條件としてゐるものでありますが、苟も同意あるときは何人が契約をしても、その契約は有效であるとするのであります。これは獨逸及び瑞西の保險契約法のとるところです。

第三の主義は折衷主義といつて利益と同意の何れかの存在を條件としてゐるものであります。匈牙利はこの主義をとり、わが商法はこれらの三主義中の同意主義をとります。すなはち「他人の死亡に因りて保險金額の支拂を爲すべきことを定むる保險契約にはその者の同意あることを要す。但し被保險者が保險金額を受取るべき者なるときはこの限りにあらず」と定めてゐます。（商法第六百七十四條第一項）この規定に依つて同意を必要とするのは死亡保險又は混合保險に限り、生存保險は被保險者の生命に危害を及ぼすことがないので同意の必要がないとし、被保險者が保險金額を受取るべき者なる場合に同意を要しないとするのも同じ理由に依るのであります。被保險者の同意は保險契約の締結要件をなしてゐるのではなく、寧ろその契約に效力を與ふるところの要件であります。未成年者がその同意をするには、法定代理人がこれに代つて同意を爲すか、又は未成年者の同意を爲すことについて法定代理人が更に同意を與へる必要があります。（簡易生命保險法第三十四條第三項）妻又は準禁治産者が同意をなすことは民法第十二條又は第十四條の條件に該當してゐないので、夫又は保佐人の同意がなくても、これらの者は單獨に被保險者たることについて同意をなし得るのであります。

他人のためにする保險　他人のためにする保險は契約者自己の名をもつて他人のために契約をなす保險をいひ、この場合他人は單に保險金受取人たるの地位を有するに過ぎないのであります。この故に他人のためにする保險においては、保險契約者としての權利義務は總て契約者がこれを有つて居るのであります。保險者に對して保險料を支拂ふ義務も契約者がもち、保險金受取人は例外的に支拂の義務を負ふに過ぎず、保險者に對して保險料の返還を請求する權利、例へば被保險者のために積立てたる金額の拂戻を請求する權利の如きも亦保險契約者に屬して居り、保險金

受取人は單に保險事故發生の場合に保險金額を受取るべき權利を有してゐるに過ぎないのです。簡易生命保險法は第二十五條にこれと違つた規定をおいて居り、もし保險金受取人の權利は保險金受取人がもつてゐるが、拂戻のときは保險契約者がもつてゐるものとすると、保險金受取人の權利は危ぶない權利となつてしまふのです。すなはち保險金受取人の受取るべき保險金に對して、解約返戻金は保險契約者が拂戻を受ける權利があるとすると、その間に契約者はその契約を解除して解約返戻金の支拂を受けるといふ不都合を來すことがあるのです。この場合、保險金受取人は今はその權利を與へられてゐるやうなものの、實質に至つては無能であります。簡易保險は解約返戻金の受取權を保險金受取人に歸屬せしむることとしたのです。

他人のためにする保險においては、保險金受取人は當然その保險契約の利益を享受して保險金額を受取るべき權利を取得するのでありますが、（商法六百七十五條第一項）この權利は保險契約の效果として直ちに發生したものであります。商法は保險金受取人が被保險者に非ざる第三者である場合に、もしその者が死亡したときは保險契約者は更に保險金受取人を指定することが出來るとしたのです。保險契約者がその指定權を行はないで死亡したときは保險金受取人の相續人をもつて保險金受取人となすべきものと定め、（商法第六百七十六條）この場合は保險金受取人の權利は保險契約者の死亡するまでは確定しないのであります。したがつて、その確定しない間は自由にこれを他人に讓渡することは、當然禁止せられてゐることになります。保險契約者は他人を保險金受取人とすると同時に別段の意思を表示して、保險金受取人の指定又は變更をなす權利を留保する事が出來ますが、（商法第六百七十五條第一項但書）この場合、その契約者が指定變更權を行はないで死亡したときは、保險金受取人の權利はこれに因つて確定します。（商法第六百七十五條第二項）この場合、受取人の權利の確定しない間は前に述べたと同じ理由でその權利は任意に他人に讓渡することが出來ます。保險契約者が右に述べた指定變更權を行使するには、他人の死亡に因つて保險金額を受取るべき契約については、その被保險者の同意を要するのであります（商法第六百七十七條第二項）これは指定變更の結果保險金受取人の變更を生ずること

は恰も保險金受取の權利を他人に讓渡すと同樣であるからであります。又保險契約者が契約の後保險金受取人を指定變更するには保險者にその指定變更を通知しなければ、これをもつて保險者に對抗することが出來ず、（商法第六百七十七條第一項）指定變更の結果は保險金額を受取るべき權利を讓渡すと同樣であるから、その讓渡の場合と同じく保險者に對する通知を必要と定めたのであります。

保險契約の變更　保險契約の當事者が特別の危險を斟酌して保險料額を定めた場合に保險期間中にその危險が消滅したときは、保險契約者は將來に向つて保險料の減額を請求することが出來ます。（商法第六百八十三條、第六百四十六條）危險なる職業、すなはち飛行機に乘つたり或は機關車の運轉手といつたやうな特殊の危險な職業に從事する場合には、特に保險料の割增を徵收してゐるものがあり、保險期間中に危險が保險契約者又は被保險者の責に歸すべき事由に因つて著しく變更又は增加したときは、保險契約はその效力を失ふことになつてゐるのです。又危險が保險契約者又は被保險者の責に歸すべからざる事由に因つて著しく變更又は增加したときは、保險者は將來に向つて契約の解除をなすことが出來ます。この場合、保險契約者は保險者にその旨を通知する義務があり、もし通知義務の違反があると保險者は危險の變更又は增加のときより保險契約がその效力を失つたものと看做すことが出來ることになつてゐるのです。もし、保險者が通知を受け又は危險の變更、增加を知つた後遲滯なく契約の解除をなさぬときは、その契約を承認したるものと看做されます。（商法第六百八十三條、第六百五十六條、第六百五十七條）わが國の保險會社の約款は特定の期間を限つて被保險者の職業に危險の變更又は增加があるときは、これを保險者に報告せしむべきものとしてゐるのです。

保險契約の消滅　生命保險契約は契約の一般の消滅原因に因つて消滅するのでありますが、商法の認める消滅は（一）法律上當然の失效（危險の變更增加の場合についても商法第六百五十六條は保險契約が當然失效することのあるべき場合を規定する。）（二）保險者の解除（保險者がその一方的の意思表示に依つて保險契約を將來に向つて解除することを得べき場合は三つあり、告知義務違反のとき、保險契約者の破產

のとき、危險の變更增加のときでありまず。）（三）保險契約者の解除（保險契約者が保險者の破產の場合に解除權を有つてゐることは商法第六百八十三條と第六百五十一條第一項に規定してゐますが、この外に保險者の責任が始まる前に、保險契約者は契約の全部又は一部の解除をなすことが出來るのであります。（四）保險料の不拂に因る失效及び契約の復活（保險契約者が保險料を拂込まずして一定の猶豫期間を經過したときは、保險契約がその效力を失ふことは既に述べたのですが、この場合に、保險契約者が延滯の保險料を提供して契約の復活を請求するときは、保險者はこれを承諾するのが當事者雙方のために便利であります。蓋し、保險料は契約當時の被保險者の年齡に因つて增加して行きますから、前の契約を消滅せしめて新規の契約を締結すると保險料は前よりも多くなるのです。又場合によつては、被保險者の年齡が約款に定めてゐる制限年齡を超へる結果、新契約の締結をなすことの出來ないこともあり得るのです。これは決して策の得たものではないので、實際の約款においては契約復活を認めてゐます。契約の失效後一年內に身體の異狀なきことの

證明書類を提出して復活を請求するときは、保險者は延滯保險料を領收してこれを承諾するといつたのが多いのでありますが、保險契約の復活の法律上の性質については學說は必ずしも一定してゐないのです。或は消滅した契約と同一の條件の下に新らしい保險契約を締結するものであると解釋する說もありますが、この說によると、前の契約に附着してゐる瑕疵は總て前の契約の消滅と共に消滅して、前の契約について解除、無效等の原因があつても復活後はその主張を爲すことが出來ないといつた不都合な結果を生ずるのでありまず。それ故、前の契約の消滅といふことそれ自身が復活の條件附に生じたものであつて、有效なる復活契約の締結に依つて、前の契約が初めより消滅せざりしものと解釋するのが穩當であります。いはば、復活は新らしい保險契約ではなく、前の保險契約の消滅の效力を失はしむるところの一つの附屬契約であると見るべきであります。）

第十八章　生命保險事業の監督と課稅

監　督

取締規定の必要　生命保險事業が特殊の法規によつて監督されなくてはならぬといふことは、この事業が巨額の積立金を運用し、多數の人々の利益に直接の影響を持つといふ事實をもつて十分の理由とすることが出來るのであります。生命保險會社を監督する法規は保險業法でありますが、このやうな法律が制定された目的もとより其處にあつたのであります。保險業法は先づ生命保險會社の設立が主務大臣の免許を要することを規定し、更に責任準備金の計算と資產の運用に就いて重要なる制限規定を定めて居るのであります。生命保險事業はこのやうな監督規定にもか

かはらず、過去に於て幾度か財政上の破綻に頻し、契約者の損失と不安のもとに合併または解散の運命をたどつたものも少くないのでありますが、改正業法は不良保險會社または弱小保險會社に對して、管理または整理の强制命令を發し、契約の移轉をなし得ることを規定するのであります。

生命保險事業が法律による取締を必要とする更に一つの理由として、生命保險契約の內容が特に複雜であつて、一般の人々には容易に理解が出來ぬといふ事實を擧げる人があります。保險約款といふものは一般の保險加入者にとつて簡單には解らぬやうな專門語を含んだ條文でありますが、このやうな條項は單に生命保險會社側の一方的規則であつて、契約者としては兎にも角にもこれを承認しなくては契約は成立しないのであります。この故に商法保險篇に於ては保險契約の內容と意義とに就て一般の基準を定め、更に保險業法は生命保險會社が販賣する保險種類に就て、保險料計算の基礎または保險約款の認可を受くべきことを規定するのであります。

政府による監督の沿革　初期の生命保險事業は今日のやうな政府の監督は受けな

かつたのであります。明治十四年創業の明治生命に對して東京府知事松田道之は「書面之趣ハ追テ一般會社條例發行迄人民ノ相對ニ任候條此旨相心得候事」といふ認可指令書を出して居るのでありますが、その後も久しく人民の相對に任せられ、特別の規定は無かつたのであります。舊商法が公布されたのは明治二十三年四月、それが實施されたのは二十六年一月でありますが、保險法はこの法典の第一篇第十一卷に規定され、法文は第六百八十六條から第七百六十條まで全文すべて七十五條より成つて居りました。生命保險契約者の利益が法律によつて保護せられたのはこの時が始めであり、この法律は解約返還金の最低限度を定め、責任準備金の積立を命じ、資產の運用と貸借對照表の公告及び裁判所による生命保險會社の檢查を規定したのであります。このやうな取締規定はまことに劃期的のものでありますが、その時は商法の一部の實施が延期されたので、保險法が實際に施行されたのは、その時よりも遙かに遲く明治三十一年七月であります。これと同時に三十一年八月農商務省令第五號が公布され、ここに始めて生命保險事業の取締が行はれるやうになつたのであります。翌明治三十二年六月には現行商法が施行されたのでありますが、同時に農商務省令第十一號として保險會社に關する細則が公布され、三十三年七月に到つて始めて保險業法が實施されるやうになつたのであります。このやうに監督法規は漸く完備して行つたのでありますが、その當時の實狀といふものは生命保險の模倣濫立時代で、明治二十六年から三十三年までに四十六社といふ多數の保險會社が設立されたのであります。このやうな保險會社の內には保險料の基礎書類も無く死亡表も持たぬので、責任準備金を積立てるやうなことも知らず、先進會社の保險規則をそのまま採用して、收入保險料から事業費を支出し、その年度の死亡保險金を支拂つた殘額はすべて利益として配當したやうな會社もあり、更に經營者の背任行爲も少くはなかつたのであります。言ふまでもなく、すべての會社がさうではなく、明治、帝國、日本の三會社は、既に創立し、今日のやうな科學的基礎による生命保險の經營を行つて居つたのでありますが、然かも保險業法が公布され、保險監督機關が設置されて、當局が最初に着手した任務は生命保險會社の檢查であり、整

理であつたといふことも自然の成行であつたのです。このやうにして我國生命保險事業は最初の恐慌時代に入つたのであります。

監督規定　昭和十六年度末に於て現存する生命保險會社は徵兵保險を加へて二十六會社、他に特殊會社が二で二十八會社でありますが、十七年度中に生命保險四社が合併したので現在の營業會社は二十四。この內で契約高十億以上を有するものが十一社、五億以上十億以下の會社が五社、他に二億級が四、その他は一億または一億以下の小會社であります。今日何れだけの契約高があつたら生命保險會社の經營が成立つかといふことは、はつきり決めることは出來ないのでありますが、十億の會社と一億の會社とが同じ種類の保險を賣る場合には、經費の點で太刀打ちが出來ません。それが五十億と五千萬圓の間では更に甚しいので、勢ひ種々の點に於て契約者の間に損益の違ひが生ずるのです。よし保險料が同じであつても、契約者配當では隔段の差があり、會社の堅實と不堅實、保險金支拂の安全と不安とに大きな違ひがあり、實際に於て財界の變動にも堪え得ぬ弱小會社があつたとすれば、これを將來存立せしむべきか否かといふことは公共的に見て殆ど論議の餘地は無いのであります。改正保險業法はこの點を豫期して第五章に保險會社の管理及び整理に就て強制規定を加へて居るのです。管理は他の同業會社に委任されるので、これは合併の前提であり、整理は「業務の狀況が著しく不良にして公益上その事業の繼續を不適當と認」められるとき、主務大臣が事業の停止、財產の管理又は契約の移轉を命ずることを得るとしたのであります。このやうな强制規定は今日まで未だ發動しないのでありますが、自發的にまたは勸告によつて合併を完了した會社は、既に十社に及び、尙ほこれを期待されるものが少くないのであります。主務省が何の程度の生命保險會社を殘存せしめんとするのであるかは、これを明かにすることは出來ないのでありますが、今日尙ほ殘存する弱小會社が、そのままにして置かれるもので無いといふことは、公益上から考へても當然のことであります。契約高が少いからと言つて、直ちにその內容が惡いとは決められないのでありますが、概して同じ時代に發足して二十年三十年と營業を續け乍ら、他の會社が十億乃至は五十億の契

約を有つに到つたのに、尙ほ五千萬圓乃至一億に足らぬといふことは既にその會社の存在に大きな意義が無いことが知られるのであります。會社が大きくなると、すべての機構が合理化し、一つの方向に統合されるので、小さな會社で行はれるやうな重役の情實による投資または背任行爲のやうなものは自ら消滅し、個々の事項に就て主務當局がこまかな取締を行はなくとも、大局に於て監視を怠らなかつたら、十分に監督の目的を果すことが出來るのであります。この意味に於て現存會社に尙ほ多數の整理統合を必要とするもののあることは疑ひのない事實であります。

資金運用の制限　生命保險事業の中心は契約の締結と資金の運用にあるので、取締の方向もまた契約の條件と資産運用の制限にあるのは當然のことであります。契約條項に就ては商法保險篇がこれを規定して居るのでありますが、これは別項生命保險法の章に讓り、ここでは資産の運用に就て簡單に述べるのであります。

生命保險會社の資産は昭和十六年度末現在で凡そ五十九億圓を前後し　一ヶ年の增加額は十億圓であります。增加資産の四割が國債、三割がその他の有價證券、二

割が貸付金といふやうな運用であります。取締規定は資産の一方的偏在を避けるために總資産に對して、株式は三割以下、不動産の所有、同一會社の社債株式の所有またはこれを擔保とする貸付、同一人に對する貸付、同一銀行または信託會社への預金、同一物件を擔保とする貸付は何れも一割以下と定めて居るのでありますが、今日の樣に一會社の資産が大きくなつて來ると、このやうな規定に觸れることは少く、寧ろ現下に於ける重要な資金統制は、生保會社の增加資産を何處まで國債に振向けるかといふ點にあるのです。生保資産は單に國債に運用せられるばかりでなく、生産力擴充資金としても嘗て重要なる分野を占め、今日に於ても然るのでありますが、最近の情勢では增加資産の國債投資は更に强化の一途にあるかのやうであります。昭和十八年度の國民貯蓄計畫では生命保險會社が十五億圓を分擔するのでありますが、このうち少くとも九億圓は國債に振向けられるものと考へられるのであります。言ふまでもなく、國債利子は三分五厘でありますから、實際の利廻はそれよりも幾分低下しますが、生命保險會社の積立金運用豫定利率は三分五厘乃至四

分となつて居ります。從つて生保資產の國債保有が增加すると共に生保積立金の利廻も低下し、豫定利率と實際利廻との幅は愈〻狹く縮められて來るのであります。このことは將來の資金運用利廻に餘裕を失はしめるので、監督官廳としては近く何等かの對策に出でざるを得なくするのでありますが、考へられるところは契約者配當の制限と豫定利率の引下げであります。契約者に對する利益配當は既に二回に亙つて二割方を引下げたのでありますが、このやうな結果として從來の保險に興味を失つて新種保險を創設し、舊保險種類を中止した會社もあります。轉換の理由は單に舊種類が賣れなくなつたといふのではなく、內部の實狀から更に契約者配當の大幅引下げを餘儀なくせられることを見越したと思はれる場合もあるのです。何れにしても利益配當は更に低下すると見るのが賢明であり、監督の方向もその點にあるかのやうであります。

豫定利率は現在では何れも三分五厘に落ちついて居ります。この利率が將來三分に引下げられるか否かといふことは、國家の金利政策にもよることでありますが、

市場利率が現狀を維持する限り、その急激なる引下げを考へる必要はなく、この程度の餘力は寧ろ附加保險料の調整によつて賄ふことが出來るのであります。

事業費の制限　この意味で主務當局が事業費の制限を行はんとすることはまことに機を得たる方策と言ふことが出來るのであります。今日の一流會社は新契約費を契約千圓に就て二十圓前後で賄ひ、維持費は三圓乃至二圓として居りますが、二三流會社になると三十圓から四十圓以上の新契約費を費ふ會社もあり、維持費も八圓を前後して居ります。このやうに經費の違ひがあることは、それだけ契約者の負擔に違ひがあることを意味するのであります。保險事業の取締は先づこの點から手がつけられたのであります。主務省は昭和十七年度から二三の例を除き、一率に新契約費を二十五圓以下に制限しました。このことは二三流會社の新契約業績に多大の影響を及ぼしたといふよりも、寧ろ經營を不可能ならしめた場合もあり、弱小會社の整理統合を促進する上に於て、更に大なる利益があつたものと考へられるのであります。その實際の效果は、決算が出揃はぬので明かではないのでありますが、少

くとも契約者の將來に於て大なる利益が約束せられることは疑ひのないことであります。

課　稅

生命保險會社は保險契約者によつて構成される保險組合であります。從つて生命保險會社の課稅は直接または間接に保險契約者が負擔するのであります。

生命保險事業は株式會社または相互會社として經營されるので、一般の法人會社に對する課稅と異るところは無いのでありますが、普通の企業會社の課稅が事業年度の所得卽ち利益金を標準とし、從つて稅額と利益金との間に相當の開きがあるのに、生命保險會社では、稅金と利益金との間に殆ど開きが無く、或るときはこれを超過することがあるのです。言ひ更へると生命保險會社はその利益の大部分を稅金に獻げて居るとも言へるのであります。これを實例によつて見ると昭和十六年度の某一流相互會社の稅金は二百三十九萬一千八百十八圓でありますが、これに對する當年度の利益金は二百六十萬圓で、利益に對する課稅額の割合は九割二分となつて居ります。これを他の一流相互會社に就て見ると、同一年度で稅金が百二十六萬三千圓、利益は百二十八萬圓でありますから、稅金の利益に對する割合は九割九分であります。更に他の株式會社では利益金二十五萬九千圓に對して稅金は五十四萬八千圓となつて居ます。

それでは利益の全部を稅金に喰はれて仕舞ふかのやうでありますが、實際はさうではなく、生命保險會社の資產の構成が一般の企業と異つて居るので、このやうな結果を見せるのであります。

生命保險會社の稅金は一般の法人會社と同樣に（一）法人稅、（二）臨時利得稅、（三）法人資本稅、（四）營業稅、（五）配當利子所得稅、（六）配當利子特別稅、（七）地租、（八）有價證券移轉稅、（九）不動產登錄稅、（一〇）不動產取得稅、（一一）家屋稅（一二）市民稅、（一三）殖民地稅、（一四）滿洲國國稅、（一五）印紙稅その他が課稅されるのであります。この內（一〇）と（一二）とは地方稅であります。

法人稅　法人稅は昭和十五年の稅制改革によつて創設されたもので、從前の第一種所得稅及法人資本稅を統合したものであります。その年度の所得が課稅標準となるのでありますが、この場合の所得とは總益金から總損金を控除した決算期の純益金であります。生命保險會社の利益金又は剩餘金といふものは、各會社の決算の仕方で契約者配當準備金繰入額を控除したものを利益とする場合があり、これを加へたものを剩餘とする場合があります。或は前年度の繰越利益を含ませるものがあり、然らざる場合もあるのです。課稅標準となる純利益は前年度繰越利益を含まず、更に契約者に配當さるべき金額を含まぬのであります。其處で或る會社の剩餘金處分が次の様な場合に課稅標準となる純益金を算出するのでありますが、

當年度剩餘金……三三、七四七、三三五圓

特別積立金……五〇〇、〇〇〇

社員配當金……三〇、一四七、三三五

役員賞與金……二五〇、〇〇〇

使用人救護金……一、五〇〇、〇〇〇

臨時費準備金……三五〇、〇〇〇

この會社は繰越利益が無いので、これを控除する必要はないのですが、契約者(社員)配當金が課稅標準から控除されるので、これを除くと純所得は二百六十萬圓となります。このやうな純所得に對して法人稅は一率に百分の二十五を徵課するのです。從つてこの會社は當然六十五萬圓の法人稅を課せられる筈でありますが、ここに非課稅所得といふものがあつて、法人が國債を所有する場合は、このやうな利子所得の百分の七十を課稅標準から除くのであります。その理由は國債は既に分類所得稅によつて利子所得の百分の九を源泉で課稅されるので、その重複を補正しやうと言ふのであります。この會社の所有國債は一億七千九百七十萬七千圓で、これに對する利子所得は五百六十萬三千圓に達して居ります。その七割三百九十二萬二千

百圓が控除されねばならぬのであります。純所得は二百六十萬圓でありますから、課稅標準は零となり、更に百三十二萬圓のマイナス勘定となります。從つて法人稅は課稅されないのであります。概して生命保險會社は法人稅を課されないか、或は僅かに少額を徵課されるに過ぎないのでありますが、これは生命保險會社が資產の大部分を有價證券特に國債に投じて居るからであります。考課狀を見ると、昭和十六年度生保資產五十八億五千二百萬圓の內で、十三億七千百萬圓の國債を所有し、總資產に對する割合は二割三分四厘に達して居ります。斯くて國債利子所得も概算して五千萬圓を前後するのでありますが、純所得は千八百六十三萬三千圓に過ぎぬので、從つて國債利子の七割三千五百萬圓には遙かに達せず、法人稅は一般に徵課されぬのであります。尤も實際は二三の會社が支拂つて居るのでありますが、これは言ふまでもなく、その年度の純所得が國債利子の七割を超過するからであります。或る一流株式會社で十六年度國債利子が五百六十萬圓で純所得が五百五十萬圓とすれば、國債利子の七割三百九十二萬圓を控除した百五十八萬圓に法人稅が課される

のであります。

臨時利得稅　臨時利得稅も法人稅と同樣に純所得に課稅されるのであります。この稅は昭和十年、滿洲事變後の好況によつて增加した利益の一部を徵課する目的をもつて創設されたのでありますが、その後數度の改正で稅率を引上げ、更に昭和十五年の稅制改革によつて法人の超過所得稅を統合したものであります。この稅を臨時稅となす譯は大東亞戰爭終了の翌年分限りで廢止せられる豫定となつて居るからであります。法人に對する臨時利得稅は、このやうな純所得が資本金の一割以下のときは課稅されないのでありますが(一)純所得が既往年度の平均利益率を超え、それが資本金の二割以下のときは、その部分に對して百分の五十五、(一一)更に二割を超え、三割以下のときはその部分に就て百分の六十五、(二)三割を超える場合は同樣に百分の七十五が課稅されるのであります。そこで資本金でありますが、課稅標準となるべき資本金額とは各月末の拂込資本金及び積立金を意味するのであります。

ここで再び前の會社を例に採りますと、この會社は相互會社でありますから資本

金は無いのでありますが、この場合は會社側の諸積立金を資本金額と見るのであります。貸借對照表によると、このやうな積立金は七百三十一萬二千五百一圓で、これが課稅資本となるのでありますが、この會社の純所得を二百六十萬圓とすれば當然臨時利得稅が徵課されるのであります。純所得の內で、課稅資本七百三十一萬二千圓の一割七十三萬一千二百圓が免稅點で、次の七十三萬一千二百圓は百分の五十五を、更に次の七十三萬一千圓は百分の六十五を、最後の四十萬七千圓は百分の七十五を徵課されるので、稅額は百十八萬二千四百五十圓となります。

課稅標準（千圓）	稅率	稅額
七三一	○	○
七三一	百分の五十五	四〇二、〇五〇
七三一	百分の六十五	四七五、一五〇
四〇七	百分の七十五	三〇五、二五〇

このやうな稅率は昭和十七年度の改正でありますから、考課狀に現はれた稅額は右の金額には達しないのでありますが、右の稅率が適用されると稅額はこのやうに增加する譯であります。

法人資本稅　法人資本稅は法人稅の一種で法人の資本金を課稅標準とし、稅率は一率に千分の一・五であります。從つて資本が七百三十一萬圓とすれば稅額は一萬九百六十五圓であります。このやうな課稅は甚だ單純であり、稅額も少く、昭和十六年度生命保險一流十會社の法人資本稅は七萬一千圓前後であります。法人資本稅は資本金を課稅標準として居ますので、簡單に資本課稅のやうに考へられるのでありますが、これは單に課稅標準を資本金に採つたに過ぎないのであつて、純所得の無き場合は法人資本稅は徵課されぬのであります。

營業稅　法人營業稅は株式生命保險會社にのみ課せられ、相互會社には課稅されぬのでありますが、これは相互保險會社を產業組合、工業組合等と同樣に非營利法人と見做したからであります。稅法によると日本內地に本店支店を有する營利法人には總て營業稅が課せられるのであります。課稅標準はその事業年度の純利益で、

總益金から總損金を控除したもの、すなはち法人税の課税所得と同様のものであります。税率は百分の一・五でありますから、純利益が二百三十萬圓とすれば税額は三萬四千五百圓となるのでありますが、この場合法人收益税の重複を避ける爲に、會社が納付した地租及家屋税額を控除するのであります。從つてこの場合地租が三萬三千圓、家屋税が三十二萬圓とすれば、控除税額は三十五萬三千圓となるので、當然營業税は免除されるのであります。このやうな理由で營業税を徵課されぬ株式生命保險會社もありますが、少額を納めて居る會社もあります。このことは法人税に於て純收益から國債利子の七割を非課税所得として控除するのと同様の意味を持つのであります。

配當利子所得税　配當利子所得税は分類所得税の一種で、生命保險會社が納める税金の大部分を占めるものであります。分類所得税は法人と個人とを區別せず、一様に且普遍的に課税するのでありますが、概して源泉に於て徵課されて居ります。課税の客體となるものは不動產所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得、山林所得その他の七種に大別されて居りますが、この內で生命保險會社に關聯するものは配當利子所得であります。事業所得、勤勞所得、山林所得の如きが生命保險會社と關係のないことは言ふまでもないところでありますが、更に不動產所得の如きも特定の場合の外は殆ど課税されることは無いのであります。

配當利子所得は更に甲種と乙種とに分類し、甲種には日本內地で支拂を受ける公社債利子、預金利息、運用信託收益、または內地に本店を有つ法人から受ける利益及び配當收益があり、甲種に屬せざる公、社債又は預金利子、信託利益または配當收益を乙種とするのです。生命保險會社の配當利子所得の源泉は主として甲種によるのでありますが、最近では滿洲國または中華民國所在會社の株式を相當額に所有して居りますので、乙種所得に屬するものも少く無いのであります。

配當利子所得に對する課税率は、甲種では(一)國債利子が百分の九、(二)國債以外の公債利子が百分の十四、(三)その他が百分の十五であります。社債利息、株式配當、銀行預金利子、信託利益等がこれに含まれるのでありますが、このうち貯蓄

預金利子は百分の十とします。更に乙種では何れも利子、配當、收益の百分の十五が徴課されます。このやうな稅金はすべて銀行、信託會社その他の法人が利子または配當の支拂に當つて、支拂金額に對して源泉で課稅するのであります。

そこで或る會社の分類所得稅に就て計算するのでありますが、考課狀によつてその會社の資產收益を調べ、稅率及び稅額を算出して揭げるのであります。

課目	收益	稅率	稅額
預金利息	二九一、〇八五圓	百分の十五	四三、六二三圓
金錢信託利益	八七、〇〇八	百分の十五	一三、〇五一
國債利子	七、一四八、六七三	百分の 九	六四三、八二一
社債利息	六、六五、六一三	百分の十五	一、〇〇四、三四二
株式配當金	一四、八七一、〇七一	百分の十五	二、三〇、六六一
外國有價證券利息及配當	五三〇、四三八	百分の十五	七九、五六六
信託國債利益	五三〇、四三八	百分の十五	七九、五六六
合計	三二、五三〇、二三七	——	四、三〇〇、六一六

この會社が有する有價證券は七億一千萬圓、銀行預金及金錢信託は千六百七十七萬圓弱で、その收益は三千百五十三萬二百三十七圓に上つて居ます。これに對する稅額は概算して四百三十萬圓になるのでありますが、このやうな收益は契約者に屬する資產によつて生ずるものであり、從つて課稅は會社に對するものであつても、實質は契約者の各自が納めるものと言ふことが出來るのであります。生命保險會社の配當利息收益が三千百五十萬圓あつたとしても、これは直ちに契約者に分配される譯でもなく、會社自身の收益となるものでもありません。契約者が拂込む保險料は一定の利率を豫定して割引した現價であり、年々このやうな豫定の利殖が行はれて始めて保險金の支拂がなされ、責任準備金が積立てられるのであります。保險會社が大きくなり、契約者資產が增加し、これを國債その他の有價證券に運用するときは、これによる配當利子收益は會社の純利益と關係なく增大するのであります。從つて、生命保險會社にあつて、このやうな配當又は利息に源泉で課稅されるとす

れば、會社の純利益に課稅するといふ稅法の精神から見れば、少しく異るものがあると考へられるのであります。政府はこのやうな精神から國債利子の七割を法人稅の課稅所得から除いて居るのであります。この意味は配當利子所得の源泉課稅を法人と個人とで區別する場合は、徵稅技術の上で幾多の困難を避けることが出來ないので、一應このやうな所得に對しては一率に源泉に於て課稅し、更に法人稅でこれを控除することによつてこのやうな重複を避けやうといふのであります。

生命保險會社の稅金の大部分を占めるものが配當利子所得稅であるといふことは既に述べたのでありますが、いま一流十大會社の配當利子所得稅を見ると八百三十九萬三千圓强となつて居ます。右の十會社の稅金の總額が千四百三十九萬三千圓でありますから、その凡そ五割八分强を占めて居る譯であります。

配當利子特別稅　生命保險會社は昭和十六年度に於て配當利子特別稅五十數萬圓を支拂つて居ります。これを一流十大會社で見ると四十七萬圓であります。

配當利子特別稅は日本內地の法人から受ける利益配當または、日本內地で支拂を受ける公社債の利子で、一定率を超ゆる配當利子に對して課稅されるもので、昭和十五年の稅制改革によつて、從來の利益配當稅と公社債利子特別稅を併合したものであります。稅金の徵收は配當または利息の支拂のときに、源泉で天引して納付されます。

課稅の標準は年一割を超ゆる利益配當に對してその超過部分、年利率四分を超ゆる國債利子に對してその超過部分及び、年利率四分五厘を超ゆる公社債利子の超過部分で、稅率は何れも百分の十五であります。

外貨債特別稅　生命保險會社のうちには外貨債を持つものが少く無いのでありますが、これらの會社は何れも外貨債特別稅を徵課されます。外貨債とは外國通貨をもつて表示する國債、地方債、社債（日本法人の發行したもの）で、米貨または英貨債が多數を占めて居ります。課稅の標準は言ふまでもなく外貨債の利子で、これを受取るときの爲替相場で邦貨に換算するのであります。稅率は外貨國債では年利率四分、その他の外貨債では年利率四分五厘を超ゆる金額に對して十分の七であり

ます。我國の生命保險會社で外貨債を持つ會社は六社でありますが、昭和十六年度に於て納付する稅額は百二萬九千圓に達し、生命保險會社の納める稅金としては、その主要なる部分をなして居るのであります。

地　租　生命保險會社は地租を納めるのであいのです。地租の課稅物件は言ふまでもなく土地でありますが、生命保險會社の所有する土地は主として營業用建物の敷地であります。いはゆる稅法上宅地と稱するもので、課稅の標準は賃貸價格であります。從前は地價すなはち法定臺帳價格を課稅標準として居つたのでありますが、このやうな標準は實情に副はぬところがありますので、昭和六年法律第二十八號を以つて新地租法を施行し、賃貸價格による課稅が實現せられるに到つたのであります。稅率は賃貸價格百圓に就て二圓、別に府縣及び市町村の附加稅が百分の六を課するので、實際額は百圓について八圓といふことになります。

昭和十六年度に於て主要十會社が納めた地租は十八萬六千七百圓であります。

有價證券移轉稅　有價證券の移轉に對して課する稅が有價證券移轉稅であります。有價證券とは廣く小切手、手形の如きをも意味するのでありますが、この場合の有價證券は、そのやうな廣い意味ではなく、國債、地方債、社債、株式で外國又は外國法人の發行したものをも含むのであります。このやうな課稅は有價證券の賣買、交換、贈與等その原因の如何を問はず、有價證券の移轉に課稅するのであります。尤も右の有價證券の內には少數の非課稅債券があり、更に生命保險會社が合併又は契約の包括移轉によつて、有價證券を取得するやうな場合、或は日本銀行から直接に國債を買入れる場合、有價證券信託の場合、賣出の方法で發行される有價證券を買入れる場合の移轉にあつては移轉稅は徵課されないのであります。課稅標準はこれを取得した者にあるのでありますから、生命保險會社が移轉稅を納めるのはこれを買入れたときに限るのであります。稅率は取引の方法と有價證券の種類で異り、大略次の如くに別けることが出來ます。

第一種　有價證券仲買人を買受人とするとき

國　　債　取得價格の　萬分の一

其他の有價證券　取得價格の　萬分の二

第二種　第一種以外の移轉

甲　取引所の實物市場に於ける賣買によるとき

國　　債　取得價格の　萬分の二

其他の有價證券　取得價格の　萬分の四

乙　其の他

國　　債　取得價格の　萬分の四

其他の有價證券　取得價格の　萬分の八

この內で生命保險會社に關係のあるのは第二種甲及乙でありますが、納稅はこの場合は仲買人が徵收し、翌月の十日までに納付することになつて居ります。

生命保險會社の考課狀では有價證券の移轉を知ることは出來ぬのでありますが、一流會社の納稅額は凡そ一萬五六千圓であり、昭和十六年度に於ける一流十會社の有價證券移轉稅は總額十一萬二千七百圓に達して居ります。これを逆算して見ると凡そ一ヶ年に二億五千萬圓位の有價證券が、十大會社によつて仲買人から買入れられたことになるのであります。尤も生命保險會社は同時に有價證券を賣却するので、これだけが直ちに增加するとは限らぬのです。

不動產登錄稅　不動產登錄稅は登錄稅の一種で、生命保險會社が土地又は建物を取得した場合、これが登記に當つて課稅されるのであります。課稅の標準は不動產價格で稅率は千分の三十。印紙を登記書類に貼付して納付します。

印紙稅　生命保險會社が納付する印紙稅も相等に上り、一流會社では三萬圓以上に達して居ります。主として保險證券に貼付するので一件五錢でありますが、一ヶ年の新契約三十萬件としても一萬五千圓であります。その他に株式申込書、社債申込書、雇傭證書、貸付證書、相互會社にあつては社員總代選擧に要する委任狀等に貼付されるので、小さな會社でも新契約の一件金額が小さいときには件數も意外に

多くなるので稅額も相當額に上ります。いま昭和十六年度の生保一流十社の印紙稅を調べて見ますと概算三十九萬六千圓に上つて居ります。

家屋稅　家屋稅は舊くから地方稅として徵收されたのでありますが、昭和十五年の稅制改革でこれを國稅とし、一度國が徵收した上で、更にこれを徵收地方に還付する所謂地方分與稅であります。地方では別に本稅の三倍程度の國稅附加稅を徵收することが出來ます。生命保險會社は地方に多數の支店、支部、出張所、事務所等を所有するので、家屋稅の負擔も臨時利得稅に次いで多額に上つて居るのであります。家屋稅は家屋の所有者が負擔し、課稅物件は言ふまでもなく家屋であり、課稅標準は賃貸價格、稅率はその百分の一・七五であります。附加稅は府縣が本稅の百分の百、市町村が本稅の百分の二百を標準とするので合計すると賃貸價格の百分の七となるのであります。一流生命保險會社の家屋稅は附加稅を合せて二十萬圓を前後するのでありますが、昭和十六年度の一流十會社で見ると百六萬五千圓に達して居ります。

地方稅

不動產取得稅　不動產取得稅は不動產の取得に對して、その不動產所在地の府縣で取得者に課稅するのであります。ここに不動產といふのは土地と建物に限ります。生命保險會社の合併又は契約の包括移轉によつて不動產を移轉した場合は、このやうな取得に對しては課稅することを得ないのであります。課稅標準は不動產價格でありますが、稅率は各府縣によつて各別になつて居り、生命保險會社の納付する金額も少額であります。

市町村民稅　市町村民稅は市町村の獨立稅であります。生命保險會社は全國に多數の支店、支部、事務所を設置して居るので納付する市民稅も相等額に達して居ります。これを昭和十六年度一流十社で見ると十一萬一千六百圓となつて居ります。

生命保險會社課稅の內譯　このやうにして生命保險會社の納付する稅金は一ヶ年二千萬圓を前後し、昭和十六年度にあつても千九百七十二萬一千圓に達して居るの

であります、一流十社に就てその内譯を表示すると左表の如くであります。

種類	稅額	合計
配當利子所得稅	八、三九三、二八四	三八・五%
配當利子特別稅	四七〇、四一三	七・二
外貨債特別稅	一、〇二九、〇八九	一五・七
有價證券移轉稅	一二三、七二九	一・九
法人稅	五八、五四九	〇・九
法人資本稅	七一、三九三	一・一
營業稅	五五、一〇八	〇・八
印紙稅	三九五、五五五	六・〇
地租	一八六、六八一	二・八
家屋稅	一、〇六四、七五五	一六・三
不動產登錄稅	一、六一三	〇・〇
不動產取得稅	五〇、四八九	〇・七
臨時利得稅	九〇四、三八四	一三・九
殖民地稅	五八九、七九五	九・〇
市町村民稅	二一、八〇〇	〇・三
雜稅	三六七、二〇七	五・六
合計	一四、三九二、六七三	一〇〇

昭和十六年度の生命保險及徵兵保險二十六會社の稅金總額は千九百七十二萬圓であります。その七割三分千四百三十九萬三千圓は一流十大會社が占めて居るのでありますが、いま右の表によつて稅金の內容を調べて見ると、配當利子所得稅が八百三十九萬三千圓で總額の五割八分を占め、外貨債特別稅、臨時利得稅、配當利子特別稅のやうなものがこれに次ぐのであります。このやうな稅金の內で注目すべきものは印紙稅と家屋稅及び市民稅であります。生命保險會社が大きな組織をもつて新規契約を及び家屋稅その他を納付するのは、生命保險證券を發行して居るからであります。

保險金の課稅と保險料の免稅　保險金には相續稅が課せられるのでありますが、

保險金額五千圓までは課稅を免除されます。從つて保險金の合計額が一萬五千圓のときは五千圓を超ゆる金額一萬圓に課稅されるのであります。保險金は嚴密な意味では相續財產とは見られぬのでありますが、昭和十三年の稅制改革以後これを相續財產と見做し、家督相續と遺產相續とを問はずこれを課するのであります。從つて保險金受取人を親族とした場合にも、その保險事故の發生したときに、契約者が保險金額に相當する金額を受取人に贈與したものと看做されるのであります。稅率は相續財產と相續の種類によつて異るのであります。

保險契約者が拂込む生命保險料は二百四十圓までは所得稅の課稅額から控除されるのでありますが、このやうな保險料は勤勞所得、事業所得、不動產所得または山林所得からのみ控除し、その他の所得に就てはこれを控除しないのであります。

第十九章　我國に於ける生命保險の發達

原始保險　古き昔のことは今は申さず。我國に於ける生命保險の原始形態として王朝時代の三世一身の制を擧げる人もあり、近世の伊勢講または賴母子講（無盡講）を言ふ人もあるのです。このやうな講の一種として念佛講または無情講と稱へるものは、簡單な葬式保險で初期に於ける賦課式保險に類似する組織を持つて居つたと考へることも出來るのであります。或る古き書物に、「近き頃貧賤無祿のやから、無情講とて組々をさだめ、少々づつの懸錢を集め、其中に死の先立つものあれば、そのつみ錢を以つて講中より野邊送りの不足なき程にとり調ふ。」と書いて居ります。このやうな原始保險が何時の頃から始まつたものか、確かなことは解らぬのでありますが、凡そ今から二百三十年ぐらひ以前に飜刻された書物にも載せられて居るこ

とでありますから、そのもとは可なり古いことであります。

近世的保險思想の啓蒙　しかし乍ら、近代的生命保險の思想が我國に入つて來たのは、それよりも遙かに後のことで、それが書物に記されたのは、慶應三年出版の「西洋旅案內」が始めであります。この書は當時の先覺福澤諭吉の著で、明治初年の民衆に開化の新知識を注ぎ入れたものとして大きな歡迎を受けたのでありますが、この書の最後の章に「災難請合のこと」として生命保險の概略を述べて居るのであります。「災難請合とは商人の組合ありて、平生無事の時に、人より割合の金を取り、萬一その人に災難あれば、組合より大金を出してその損亡を救ふ仕法なり。その大趣意は一人の災難を大勢に分ち、僅かの金を棄てて大難を遁るる譯にて、例へば今英吉利より亞米利加へ一萬兩の荷物を積送るに、二百兩ばかりの請合賃を拂へば、其船は難船するとも荷主は償を取返すべし。また此の一萬兩の荷物を二百兩にて引請し商人の組合も、數千艘の船を請合ふことゆへ、その船百艘の內に二艘難船するとも九十八艘の請合賃を以つて二艘の償となせば損得はなき姿なり。若し又世間に

火事難船多くして、請合人は始終償金を出すばかりの樣にては損亡すれど、斯く災難の續くこともなく、丁度平均して双方よき樣に割合をなせり」と記し、更に「災難の請合に三通りあり」と言つて生命保險のことを記すのであります。「人の生涯を請合ふこと。この法は甚だ入り組みたることなり。素人同志組合を結て、若し組合の內に病氣その外災難に逢ふ者あれば、組合一統より金を出し合せてこれを救ひ、又は死後にその妻子を扶助することあり。又或は商人に元金を以つて組合を立て、人の生涯達者の內に年々何程かの金を取つて、若しその人病氣を患ひ、渡世の出來ざるやうになれば、死ぬまでの手當を年々組合より拂戻し、又は約束次第にて死後の妻子を養ふこともあり。又或は商人に組合ありて、この組合へ年々積立金を納むれば、十年か二十年の限りにて毎年積金の高を減じ、年限を終れば金を出さずしてその組合に入り、その後は却つて仲間の割合を取つてその身の老後死後の暮し向きを立つる法もあり。すべてこの請合は年の老若、生質の病身と達者とによつて、年々金を納むる高にも多少あり。又は平生より死後の覺悟と思ひ、商人の組合へ金を

納め置きしに、老年に及んで不幸にして妻子を失ひ、死後の心掛けなき様になりしと。これは終身保險の他に年金または養老保險の原理をも設いた譯であります。商者は、それまで拂ひし金を自分生涯のうちに取返し、安樂に命を終ることもあり。」人の組合とは株式會社のことです。更に慶應二年の刊行で、同じく福澤先生の著になる「西洋事情」を見ると「相對扶助の法」と題して、凡そ次の様な文章が載つて居ります。

「人々の隨意に會社を結び、平生より積金を備へ置きて、その社中に病人または不幸に逢ふ者あるときは、積金をもつてこれを扶助する法なり。この法は往古商人の組合にて、互に不時の難を救ひし遺風なりと言ふ。人の年齡三十四五才に至るまでの間は疾病も少くして事を爲すべき時なれば、この時に當つて活計に餘る金を月に貯へ、年に積つて不時の病難に備へ、或は老後に到りて安樂にその殘年を終るべしとの趣旨なるが故に、天下の良法この右に出づるものなかるべし。人として自ら信ずること甚しきに過ぎ、獨歩孤立して事を成さんと欲するときは、動もすれば意外の不幸に逢ふもの少なからず。これまた人間に避くべからざるの難なり。今この不慮に備へんには、平生より他に與みして同心協力互に相依り、小金を棄てて大難を救ふに若くはなし。英國にて相對扶助の法行はれしは一七九三年をその始めとす。爾後政府の令に從ひ、その處置漸く齊整すと雖も、まま或は失業なきに非ず。その最も甚しきものは、積金の內をもつて病老の扶助を與ふるに、その高を過分に多く定めたることなり。そもそも此社中創立のときは、もとより壯年の人のみにて疾病の患も少く、社中の元金俄かに增加せしにつき、遇ま不幸に罹るものあれば過分に扶助を與へしが、年月を經るに從つてその事情大に變じ、病者老人の數次第に多く、扶助の金高次第に增し、これがため元金の入をもつて出を償ふこと能はず、甚しきは一社中の仕組全く破潰して、殘餘の老人は平生依賴せしところの積金を盡く失ひしことあり。右の次第をもつて、輓近は相對扶助の法を直ちに政府の支配に屬し、國法を以つてこれを處置して舊弊を一新したりと云ふ。」とありますのは、所謂友愛組合のことであります。

斯くして生命保險知識の概要が移入せられたのでありますが、いまだ社會一般はこのやうな制度を要望するまでには到らなかつたのであります。

外國生保會社の侵入　外國保險會社が我國で營業を始めたのは何時の頃からでありますか、これを明かにすることは出來ないのでありますが、損害保險の渡來は可なり早い頃と考へられ、我國で發行された外字新聞には文久元年の十一月、既に「五千磅までの火災保險」を引受けると廣告した外國保險會社があるのです。これを利用したものは、主として橫濱在住の外國商人でありますが、その後外國會社で我國の開港場に營業するものが增加して、明治七年には四十數社を數へるに到つて居ります。尤もその當時でも生命保險の業務を行つたものは二三の會社に過ぎず、それも主として外國人の契約を引受けたので、日本人の生命保險を契約するやうになつたのは明治十年から以後のことであります。その頃の日本字新聞に載せられた廣告文を見ると、「年齡滿二十五歲の者は、一ヶ年十二圓の掛金をもつて性命請負の依賴を擔當申す可し。既に擔任（契約）の後、その依賴人（申込者）死去するときは、同人親族へ當會社より金額五百圓相渡申すべく、年齡二十五歲の上下は、その掛金これより增減あるべし。」とあつて、當時の日本人に對する終身保險の契約條件を知ることが出來るのであります。日本人の生命保險を引受くるに到つた最初の會社は英國のプロビデント・クラアク相互保險會社であります。

言ふまでもなく、その當時は日本人の死亡に關する統計は無く、生命保險に入る人も少なかつたので、保險料の計算も殖民地竝みに、本國の保險料に何割かを掛けたものであります。

近代的生命保險の誕生　その頃になると、漸く民間にも近代的生命保險を要望する聲が起り、明治八年五月、當時の驛遞局卽ち遞信省で 郵便貯金を實施したときに、生命保險も同時に實施しやうとしたのでありますが、この時は未だ時期尚早で中止になりました。別に民間の會社のなかには、社員の死亡に就て自家保險を作るものもありました。生命保險に關する知識も、「西洋事情」や「西洋旅案內」のときに較べると、專門の書籍も輸入せられて可成實際的となり、日本人により、日本人

を相手とする生命保險事業の創設が考へられるやうになつたのであります。斯くて最初の近代的生命保險事業として現はれたものが日東保生會社であります。この會社の營業は實施に到らなかつたのでありますが、いまその設計書類を見ると今日の科學的生命保險の內容と少しも異なるところは無いのであります。日東保生社の創立發起人は若山儀一、明治十二年九月十三日創立認可を申請し、同十三年九月二十九日に認可の指令に接したのであります。それが、翌年六月二十一日解社願を東京府に差出すに到つたのは、この會社の加入希望者が意外に少く、一般に生命保險の醫的診査が歡ばれなかつたことにもよりますが、創立の資金難も原因するのであります。斯うした經緯を繰返して居るうちに明治十三年七月になつて、明治生命の前身である東京生命の創立目論見書が出來、翌十四年六月十二日には東京府へ明治生命保險會社の設立願が提出されたのであります。

日東保生社の組織は多く米國紐育生命にその範を採つたのでありますが、社規によりますと相互組織となし、資本金を設けず、基金として官庫から二萬圓を恩借して準備金となし、每年の利益から十年間にこれを返納する。會社の計算は保險料と利息を收入し、保險金と事業費及責任積立金を控除した殘額を契約者に分配するのであります。更に社長及び各課の分擔を定め、募集手續、手數料を規定し、決算報告、保險種類、保險約款の明細を示すのでありますが、その內容は多分紐育生命よりの直輸入としても、當時の知識よりすればなかなか完備したものであります。その事業方法書とも言ふべき「保生會社事務大略」によると、使用死亡表は亞米利加經驗表、豫定利率年四分五厘として平準純保險料の算出、附加保險料及び責任準備金の計算法等を詳細に記述して居るのでありますが、更に剩餘金の分配方法としても今日のいはゆる利源配當制度を擧げて居ることも亦注目すべき事實であります。

このやうにして日東保生社の組織は、當時としては殆ど理想的の設計でありましたが、これは豫定したやうな加入者を得ることが出來なくて失敗に終りました。この當時、同じく會社設立願書を東京府に提出した明治生命は、明治十四年六月二十九日設立認可の指令を得たのであります。

共濟五百名社　近代的生命保險の生成を見る場合に、生命保險類似の事業として共濟五百名社の存在を忘れることは出來ないのであります。類似保險としては他にも營業したものがありますが、共濟五百名社は後に共濟生命と改稱し、更に安田生命となつて今日に及んで居るのであります。共濟五百名社の創立は明治十三年一月で、安田善次郎、成島柳北等が發起人となり、「凡そ吾人の世路を經過するや、幾浮沈、幾苦樂を歷る實に測るべからず。而して天災地變の如きは敢て逃るに道なきに非ずと雖も、獨り逃る可からざるものは命數なり。故に人の父母たる者幼弱の子女を遺して遠逝するの時に際し、家に餘財のあるに非ざれば孤兒將來生計の如何を患ひ、或は地下に瞑すること能はざるの歎なきを免かれず。然るにこれを救濟するに道あり、これ吾輩のこの社を設立する所以なり。抑も該社たるや泰西の人命保險會社と少しく異なるあるも、慈惠を第一主義とし、有志の者同盟し以つて一社を結び、社中死者あるに臨み遺族に金員を惠贈しこれをして生計を立てしむるの一助となし、その遺族をして死に喪して憾みなく、死者をして地下に瞑する能はざるの歎なからしめんとす。而して生產富饒にして敢て我が遺族に顧慮する所なき者も亦入社するは、蓋し他を救濟するの慈心に出づるが故なり。」といふ申合規則を揭げて賦課式保險の一種を經營したのであります。この社の內容に就ては既に第一章に述べたので、ここでは繰返さぬのでありますが、このやうな類似保險が當時の人々に歡迎せられたといふことは、共濟五百名社創立の前後に於て遺族保善社、東北共愛社第一證險社といふやうな賦課式保險會社が出現したことによつて、これを證することが出來るのであります。

明治生命の創立　科學的生命保險の鼻祖として日東保生社を擧げる場合でも、實際に開業し、今も尙ほ存立する生命保險會社としては、明治生命を開祖とするのであります。

明治生命が「書面の趣は追つて一般會社條例發行迄人民の相對に任候此旨可相心得候事」といふ認可指令を受け、資本金十萬圓をもつて營業を開始したのは明治十四年七月で、役員は頭取阿部泰藏、支配人物集女清久の外に檢查係、簿記係、書記

診査醫が各一名でありました。基礎書類は日本人の死亡表が出來て居らぬので英國十七會社表を採用し、豫定利率は年四分、附加保險料は純保險料の二割五分。その頃は未だ專任の勸誘員といふものは居りません。頭取自ら診査醫を伴つて全國を巡廻し、被保險人の勸誘に勤めたのであります。開業初年度末の新契約成立高は四十八萬五千三百圓、保險料その他の收入が一萬七百圓、事業費二千九百三十六圓といふ實績を殘したのであります。明治生命の經驗は本邦最初の生命保險事業の經驗でありますが、それだけに難關に立つことも多く、明治十六年及び十九年にはコレラの流行で、被保險者の死亡するものが多く、或る時は責任準備金を割ること四百圓といふこともありました。西南戰役が當時の經濟界に及ぼした影響も大きなものがあつて、一時は新契約の成績が微々として振はなかつたのでありますが、しかも明治十八年七月には契約者に第一回の利益配當を支拂つて居ります。この會社が始めて株主配當を行つたのは明治二十二年で、その金額は三千圓であります。

類似保險の濫設と帝國及日本兩社の創業　明治生命が開業する以前から、既に生命保險類似の賦課式保險組合が設立されて居つたのでありますが、それが明治十六年の現在では早くも百數十社を算するに到つたのであります。これらの組合組織は何等の科學的基礎をも有たず、單に共濟千人社といひ、共濟一錢社といつて、入社の際に若干の金額、例へば二圓五十錢乃至三圓五十錢を納入せしめ、會員の死亡のときは五百圓前後、病氣または火災に際しては五十圓前後の金を支拂ふといふのでありますが、更に養老金の分配、資金の貸與、失業給付等を規定したものもあります。

このやうな類似保險は多分に射倖的色彩を帶びて居つたので、一時は民衆の歡迎を受けたのでありますが、間もなく幾多の弊害を暴露し、崩壞消滅するものが相次ぎ、世の非難が集中するに到つて、漸く減少して行つたのでありますが、いまだその跡を絶つに到つたといふのではありません。更に生命といひ、保壽または保全と名付けて、全然生命保險とは關りなき業務を營むものもあり、これを摸倣するものも亦少くなかつたのであります。これを要するに、當時の文明開化は多くは摸倣文

化でありますから、生命保險が獨りこれを免るるといふ譯には行かないのであります。斯くして花は雜草の中から開き、雜草の間から實を結んだのでありますが、少くとも當時にあつては惡貨が良貨を驅逐したのであります。心ある人は生命保險事業の發展を望んだにもかかはらず、健全なる資金はこのやうな事業に集中せず、この直後に創立した帝國生命の如きも、創立總會の日に尙ほ株式の申込が豫定の金額に達しなかつたのであります。帝國生命の營業開始は明治二十一年三月、日本生命の開業は明治二十二年九月。明治と帝國とは何れも基礎表に外國人生命表を用ひたのでありますが、ここに始めて日本人死亡表が整頓され、日本生命が保險料算出に日本人死亡表を使用するに到つたのであります。これが藤澤利喜太郎博士による藤澤氏第一表であります。明治、帝國、日本の三會社は我國で最も古く創立した生命保險會社として今日に殘り、何れも一流會社として知られて居るのでありますが、間もなくこのやうな生命保險事業にも摸倣者が現はれ、明治二十二年十月大日本生命が創業して、我國生命保險事業の摸倣濫設時代の先驅をなすに到つたのであります。

やがて二十二年十一月には東京生命の創立を見、二十三年七月には日本共同生命が創業、これは開業に到らず、間もなく消息を絶つたのでありますが、やがて明治二十六年以後の生命保險濫設時代に入るのであります。

摸倣濫立時代（明治二十六年―明治三十三年）　その當時は尙ほ生命保險事業を取締る法律が制定されなかつたので、保險會社は簡單に地方長官の創立認可を受けて開業することが出來たのであります。斯くて明治二十六年五月には職工生命が東京に開業し、これに續いて健養、東洋、商工、漁民、內國、名古屋、大阪簡易、松山輕便の八社が、廿七年には國民、佛教、共濟、有隣、北陸、相互、明教、競盛、倭、仁壽、大阪病傷、京都の十二社、廿八年には山陰、眞宗信徒、九州、眞宗の四社、二十九年には中央、日本共同、水難、日本教育、日宗の五社、三十年には愛國、日本生存、禪徒の三社、三十一年から三十三年の間に更に十二の生命保險會社が創業して居ります。これを二十六年から三十三年までで見ると四十五の生命保險會社が創立開業して居るのでありますが、その內で近年まで殘存した會社は共濟、有隣、仁壽、眞

宗信徒、日本教育、愛國の六社に過ぎないのであります。共濟生命は共濟五百名社を解組したものでありますが、非射利主義を標榜して創立した生命保險會社としてはこの會社が最初のものであり、創立宣言書には「他日相互會社監督法の施行せらるるを俟ち、純然たる相互會社即ち保險契約人共有の會社となす筈なり」と記されて居るのであります。このやうな宣言は支配人矢野恒太氏が退任した爲に實現には到らなかつたのでありますが、そのこと自身が後に相互保險會社第一生命を生み出す機緣をなしたものと言ふことが出來るのであります。更にこの期間に於て宗教團體を背景に持つ生命保險會社の創立が、佛教、有隣、明教、眞宗信徒、眞宗、日宗、禪徒等の七會社に及んだことは特異の現象として注目しなくてはなりません。しかもこれらの會社が殆ど今日まで殘存しなかつたといふことは、創業の目的が信徒の生活を保障するに無くして、保險資金を本山の財源に利用せんとしたことによるのであります。このやうな會社の規則には何れも本山に對する寄附金の奉納を規定するのでありますが、宗派の衰頽と共に佛教生命保險事業も衰微の一路をたどるに到つたのであります。

このやうな濫立する生命保險に加へられた更に大なる試錬は日清戰爭の經驗であります。日本生命は開戰と同時に戰爭約款の適用を通告したのでありますが、戰は連戰連勝を續け、被保險者は將校が大部分を占めて居つたので戰時死亡も少く、各生命保險會社ともに保險金の削減拂をしたものはありません。このやうな保險會社の態度が一般に保險思想の普及を大ならしめたといふことは、戰後に於ける保險事業の著しい發展が物語るのでありますが、更にまたこの好況が摸倣者を續出せしめ、類似保險の濫立を誘つたのであります。このやうな類似保險は明治十五六年以來、久しく影をひそめて居つたのでありますが、生命保險の摸倣濫設と戰爭の好況に伴つて再び勃興するやうになり、その弊害は更に甚しいものがありました。試みに明治二十六年から二十八年末に到る三年間に出現した類似保險會社を見ると、全國に亙つて百を越えて居るのであります。これらの類似保險事業は何れも資力が薄弱で、責任の所在も明かでなく、大衆から集めた零細の資金は、多く私慾の犧牲とせられ

たのであります。然かも、當時はこれを取締る法律がなく、庶民みなその弊害に堪えなかつたのであります。斯くしてこれが粛正を要望する聲は天下に充ちたのでありますが、ここに突如として、二十三年公布商法中の延期部分が、三十一年七月から施行せられることになつたのであります。この新しく施行の商法中に含まれる保險法には「保險料その他の收入金の中をもつて、年々積立てを爲し、年々支拂ふべき被保險金額の少くとも平均二倍に滿つる準備金を設くる義務あり。この準備金は十分安全に利用し、その證券を裁判所に寄託することを要す」との一條を規定するのでありますが、この規定こそ濫立生命保險會社の恐慌の原因となつたのであります。多數の濫興會社の內には單に先進會社の保險規則を摸倣して設立したものが少くないのでありますから、保險料または責任準備金の基礎書類も有たず、元來そのやうな計數の方法すら知らぬものが少くなかつたのであります。從つてその狼狽もまた甚しかつたと言はねばなりません。

これに引續いて三十一年八月には、農商務省令第五號が公布されたのであります

が、その第一條は生命保險業に對して、（一）豫定利率、死亡生殘表、（二）純保險料、責任準備金及び解約價格の算出方式、（三）責任準備金、資本金及び其他の積立金利用方法、（四）營業保險料、純保險料及び附加保險料の對照表その他の書類を提出して認可を得ることを規定したのであります。アクチュアリイをさへ有たなかつた摸倣會社に、このやうな書類が作れるものではありませんから、期日までに書類の届出をなしたものは一社も無かつたのであります。

やがて三十二年二月商法修正案が議會を通過し、翌年六月施行。これと同時に農商務省令第十一號「保險會社に關する細則」が公布されて、生命保險業に對する取締は更に嚴重となりました。外國會社もこのやうな取締を免れることは出來ません。從來營業したものもまた新たに認可を受くべきことを規定したのであります。

その當時の生命保險會社が使用した生命表は、日本人表では藤澤氏第一、第二表矢野氏表、高坂氏表、楠氏表。外國表では英國十七會社表、亞米利加經驗表、ファール氏第一表の如きであり、豫定利率は四分であります。

生命保險會社の整理　斯くて政府も本腰を入れて生命保險事業の監督に乘出すことになり、明治三十一年六月、共濟生命の支配人矢野恒太を起用して生命保險事業の調査と保險業法の起草に任じたのであります。このやうにして三十三年三月保險業法は公布され、五月農商務省商工局に保險課を設置し、矢野恒太を初代課長となし、八月業法の施行を見るに到つたのであります。業法實施に次いで間もなく、生命保險會社の檢査が開始されました。

當時營業した生命保險會社のうち、明治、帝國、日本の三會社を加へ二十一會社の總契約者は一億五千四百八十七萬圓で、一千萬圓を超ゆるもの六社、その他は何れも數百萬圓に過ぎず、中には數十萬圓といふ會社もありました。責任準備金に到つては更に甚しく、僅かに五千圓前後に過ぎぬものがあり、契約高千圓に就いて積立金十三圓乃至十五圓といふ會社も少くなかつたのであります。このやうな會社の當局は生命保險が如何なるものであるかを知らず、商法の規定に從つて、年々利益金の二十分の一を積立ててをれば、それで十分なりと考へて居つたといふのであります。從つて被保險者の死亡に會するや直ちに保險金の支拂に窮し、受取人に向つて保險金の割引を交涉し、甚しきに到つては告知義務の規定を楯にとつて、支拂を拒絕するものも少くなかつたのであります。當時は保險約款も區々であり、その解釋も一定せず、先進會社と雖も外國會社の規定を模倣飜譯したのでありますから、被保險者側の不利不滿は言ふまでもなく、このやうな保險界の狀態が早晩、整理統合の運命にあるといふことは誰しも疑はなかつたのであります。

斯くて明治三十三年七月には保險業法施行規則を公布し、會社側でも模範約款の制定を提唱するものがあつて、同年十月我國最初の模範普通保險約款の決定を見たのであります。

當局による生命保險會社の檢査は、これに前後して著々と進行したのでありますが、會社の內容は豫想外に不良で、三十三年十一月佛敎生命その他の三會社に新契約停止または整理の命令を發し、更に十二月には內外生存の營業を停止し、酒家、皇國二會社の新契約を停止しました。このやうにして三十四年末までに整理または

解散を命ぜられたものは十數社の多きに達したのであります。類似保險に對しても政府の方針は同樣で、三十三年末から翌年の春にかけて、その大部分は解散し去つたのであります。

弱小保險の合同　政府の方針が業法の取締規則を强行して、保險會社の監督を嚴重にして行くものとすれば、獨立の營業を續けることの出來ぬ會社が少くないのでありますが、このやうな會社の行くべき道は合併または契約の包括移轉の外は無いのであります。三十四年先づ大阪生命が明教を合併し、更に日本共同、萬世、大東、海國、酒家、大日本、禪徒の七會社を包括して、契約高千五百萬圓といふ當時としては一流生命保險會社となつたのであります。

大阪生命の合同に前後して、護國、朝日、北海の三會社が合同して大同生命となりました。この會社はその後順調な發展を遂げて今日に到つて居るのであります が、大阪生命は經營者の野心と不正が禍して資產に缺陷を生じ、三十六年三月整理を命ぜられ、司法權が發動するに到つて、三十八年遂に大阪控訴院の判決による解散が決定するに到つたのであります。

相互保險の擡頭　新しく制定された保險業法は相互保險に關する多くの規定を設けて居るのでありますが、やがて右の規定によつて相互保險會社の設立を目論む者が現れたのであります。福岡の愛親、京都の中外の如きがそれでありますが、これらは間もなく資金難で消滅しました。然るに明治三十四年末、保險課長の椅子を捨てて野に下つた矢野恒太は、翌年一月「相互會社首唱の辭」を公表し、九月十五日我國最初の相互保險會社第一生命を創立するに到つたのであります。社長柳澤保惠、專務矢野恒太。相互會社と言へば今日では誰しも先づ第一生命に指を屈するのでありますが、當時は尙ほその特色を知るものが少く、加ふるに財界の不況が影響して業績は遲々として發展せず、寧ろその後に創立した三田系による千代田生命が契約高に於ては一步を先んずるに到つたのであります。然かも相互保險の移殖と今日の隆昌に就ては先覺矢野恒太翁の功績を沒することは出來ぬのであります。

生命保險の發展

生命保險事業は保險業法の制定によつて一應不良會社を整理

し、恐慌と戰爭の試錬を經て、ここに明治三十九年から四十一年に到る發展期に入ることになつたのでありますが、明治三十九年には日清、國光（相互）、太平、萬歲の四社が創立されました。戰爭は生命保險の前途を明るくしたのでありますが、戰爭そのものが生命保險に相等の打擊を與へたことも事實であります。戰爭と共に發展したものに徵兵保險があります。徵兵保險は日清戰役後に、軍人遺家族の救濟を目的として創業したのでありますが、財界の不況が禍して多くは營業を停止し、第一徵兵一社が日露戰役を經驗したのであります。然かも業績は戰後に於ける軍事思想の普及と共に更に好轉したのであります。

生命保險は日露戰役に至つて急激に企業的地位を高めて來たのでありますが、これが政治家の注目するところとなり、時に保險の官營を主張するものがありました。斯くして、明治四十一年二月政友會代議士板倉中外五名によつて保險官營に關する建議案が衆議院に提出され、十八名の委員に附託されたのであります。政府は時期尚早の理由をもつてこれに反對し、三月十九日委員會はこれを否決したのであります。

す。民業保險またこれに反對し、幾多の論議が行はれたのでありますが、保險官營論は保險國營論となつて、その後機會あるごとに姿を現はすのであります

かくして日露戰後順調なる發展を續けた生命保險業にも、やがて反動の波が襲つて、明治四十二年三月になると、日宗生命の缺陷が暴露し、新契約停止、財產整理の强制命令が發せられました。この頃、生命保險の新契約は漸く停頓の色を見せ、四十二年度になると會社の數は四社を增して居るのに、新契約は前年度よりも二百五十萬圓を減少するに到つたのであります。

翌四十三年四月日本三會社表が完成しました。明治、帝國、日本の三會社の創立より三十八年末に到る四十八萬五千人の材料を整理したもので、我國で初めて作製された經驗生命表であります。

生命保險會社の設立は日露戰役後、毎年二三社を算して居つたのでありますが、大正年代に入ると俄然その數を增し、大正二年から三年にかけて創立するもの、常磐、大正、八千代、大安、高砂、博濟、日華、東華、中央の九社に達し、再び生命

保險の濫興時代を現出したのであります。これらの會社の內には、今日まで現存するものもありますが、その多くは他會社に合併または吸收されて發展を遂ぐることは出來なかつたのであります。大正三年六月には內國生命が資產の運用を誤つて、主務省から解散を命ぜられました。

簡易保險の創設　この時代に最も重要なる事實は國營簡易生命保險の創設であります。その始め桂內閣時代に設けられた小口保險調查委員會といふものは、その後何等の成績をも示さないで消滅したのでありますが、大正三年四月に成立した大隈內閣は再び小口保險の調查委員會を起し、八名の委員を任命して調查を開始し、同年十二月決定要項を發表したのであります。右の要項によると名稱は簡易保險とし、養老及終身の二種、貯金局及び遞信局が監督して全國七千二百の郵便局が現業事務を取扱ふ。死亡表は內閣統計局第二表の二割增、豫定利率三分五厘、保險金の最高額は二百五十圓、加入は無診查とし、一定の削減期間を設けることとしたのであります。政府が小口保險を官營となした理由は、このやうな小口保險が庶民勤勞階級を對稱とし、多分に社會的性質を有することに鑑み、基礎の確實と經費の節減を期するために、非營利獨占保險を最も適當としたからであります。民間生命保險業者はこれに對して、大正三年六月反對建議書を提出し、更に十二月「小口保險調查委員會調查報告に對する意見要領」を發表したのであります。しかも時代の氣運はこのやうな反對運動を無視して、大正五年簡易生命保險法は議會を通過し、同年十月一日から實施せられることになつたのであります。實施後の狀況は、反對者が主張したやうな弊害を見ることなく、官營保險は著々と業績を發展せしめ、大正十一年には最高額を三百五十圓に引上げるに到つたのであります。しかも民業生命保險も歐洲大戰の影響を受けて、一時不振を見せて居つた業績は、漸く發展の段階に入り、增資と合併が相次いで行はれ、大正八年九月に至つて生命保險契約は二十億圓に達成したのであります。

流行性感冒　この間大正七年から八年にかけて世界の生命保險業を恐威せしめた西班牙風邪の流行を見たのであります。我國の生命保險業者が七年九月から八年四

月に至る八ヶ月間に支拂つた保險金は九千八百七十三件、六百六十五萬七百四十七圓に達し、その打擊も甚しいものがあつたのでありますが、當時は財界の好況時代で新契約も激增したので、これが爲めに支拂不能を來すやうな會社は無かつたのであります。これに次いで生命保險界を襲つたのが關東大震災であります。

關東大震災　大正十二年九月一日關東一圓を襲つた大震災は一朝にして帝都を焦土となし、橫濱市を全滅せしめ、數十萬の死者と百萬に近き家屋を破壞燒失せしめたのであります。生命保險業者は支拂延期令にかかはらず、卽時保險金の支拂をなし、更に保險料の拂込は猶豫期間の外に二ヶ月の延長を決定したのでありますが、生命保險會社が震災のために支拂つた死亡保險金は七百六萬一千三百圓、解約返戻金は百七十二萬圓に上つたのであります。損害保險會社が政府の援助によつて、漸く保險金の一割を支拂ひ得たるに反して、生命保險會社は遂に一錢の支拂不能もなく、完全に保險金の全額を支拂ひ得たといふことは、兩者の保險の性質にもよるのでありますが、少くとも生命保險に對する民衆の信賴にこたふるところが多かつたのであります。

簡易保險もまた震災による非常對策として罹災契約者に對する保險料の特別拂込猶豫期間三ヶ月を設け、保險金及び還付金、貸付金の非常局待拂を實施したのであります。かくて九月五日から十月二十三日までに取扱つた支拂件數一萬九千八百六十一、その金額五十一萬四千七百萬圓に達したのであります。

銀行恐慌と生命保險の整理　昭和二年四月震災手形に關聯して全國に波及した銀行パニックは支拂猶豫令を實施せしめ、經濟界に未曾有の大混亂を惹起せしめたのでありますが、やがてこれが生命保險にも影響して第二の整理時代を現出するに到つたのであります。このとき休業破綻した十五、村井、左右田、八十四、中澤、近江、臺灣其他の諸銀行に多額の預金を焦付かした生命保險會社が少くなく、多少とも損害を受けたのでありますが、先づ村井、左右田の經營する太平生命が主權を移動し、共同、旭日の二生命が沒落したのであります。更に橫濱、富士、八千代の三會社が轉々として主權を移動して漸次內容を惡化し、やがて整理の一途をたどるに

到つたのであります。かうして生命保險界は漸く弱小會社の整理時代に入り、契約は中小會社から大會社に移動して、生命保險合同の機運が動き始めました。

斯うした轉換時代に簡易保險は最高額を四百五十圓に引上げ、郵便年金は大正十五年から實施されました。この頃議會では生命保險國營論が論議され、民間では弱體保險の調査が開始されたのであります。商工省は十二萬三千圓の豫算を計上して標準死亡表作製に乘出し、やがて團體保險會社創立の機運も動いて來ました。生命保險界も漸く多事であります。

この頃になつては生命保險事業は既に金融界に於ける一方の勢力を占むるに到り、契約高も昭和七年度末現在で八十八億圓に達し、一ヶ年の新契約は十五億九千六百萬圓と稱へられたのであります。

弱小會社の整理合同は更に引續いて、昭和八年の春には國光、蓬萊、東海、中央、日本醫師の相互會社が合同して昭和生命を作つたのでありますが、弱小會社同志の合併は單に弱大會社を現出したのみで、業績は更に低落し、やがて昭和十七年第一相互に契約を包括移轉するに到つて、十年の短き歷史を閉ぢたのであります。

最近の情勢　保險契約の大會社集中の傾向は滿洲事變以後更にその勢を高めて、中小保險の經營は愈〻困難を增すばかりであります。このやうにして改正保險業法の公布實施後は、主務省の方針もまた弱小會社の整理合同に積極的となり、仁壽、日清、昭和、富士、前川、福壽、福德、國華、片倉等幾多の中小會社が一流會社の傘下に集められるに到つたのであります。このやうにして或る時は四十數社の多きに達した生命保險會社も、昭和十七年度末には二十三社に減少したのであります。契約高、資產について最近の數字をあげると左表の如くであります。

	年末契約高	新契約高	純增加高	年末資產
	百萬圓	百萬圓	百萬圓	百萬圓
昭和十六年度	三六、四九四	八、五七六	六、七二八	五、八七三
昭和十五年度	三〇、三六三	七、九九〇	六、三九一	四、九四〇
昭和十四年度	二四、一九八	五、八七三	四、五三七	四、一九四
昭和十三年度	一九、六六一	四、三一〇	二、六五五	三、六三七

第十九章　我國に於ける生命保險の發達

昭和十二年度	一六、七〇六	三、四七〇	二、二五三	三、三五	
昭和十一年度	一四、四五五	三、〇六三	一、九一九	二、八五四	

昭和十六年度中の新契約は八十五億七千六百萬圓で年末契約高は三百六十四億九千四百萬圓、その年度中の純增加は六十七億二千八百萬圓であります。これを各年度で見ると新契約は十一年度が三十億、十三年度四十三億、十五年度八十億で、年々一割前後を增加して居ります。年末資産は十一年度の二十八億五千萬から十六年度は五十八億七千萬圓となり、六年間に凡そ二倍に達して居るのであります。このやうな新契約資産の大部分を占むるものは一流會社で、これを十六年度で見ると次のやうな數字を見せて居ります。

	年末契約高		新契約高		純增加高		年末資産	
十二大會社	三、三七一百萬圓	(八九)%	七、三三百萬圓	(八五)%	五、八一六百萬圓	(八六)%	三、八四一百萬圓	(六五)%
その他の會社	四、一三	(一一)	一、二四	(一五)	九二	(一四)	二、〇三	(三五)
合計	三六、四九四	(一〇〇)	八、五七六	(一〇〇)	六、七八	(一〇〇)	五、八七二	(一〇〇)

十二會社といふのは生命保險十大會社の他に徵兵保險二大會社を加へたもので、新契約の八割五分年末契約の九割を占めて居るのであります。このやうな契約の大會社への集中傾向は最近に到つて更に甚しく、殘存する四五の二三流會社も、やがて一流會社に吸收されるものと考へられるのでありますが、一應このやうな統合が完了した後に來るものは、更に一層强力なる生命保險の國家管理でなしとすることは出來ぬのであります。

總力戰下の生命保險　我國の生命保險事業は支那事變以來、增加資産の五割前後を國債消化に振向けて、戰爭への協力を行つて來たのでありますが、大東亞戰爭への發展と共にこれを六割に强化しました。更に生命保險の戰爭奉公は戰時約款の廢止であります。生命保險會社は開戰以來實質的には戰爭約款による特別保險料を徵收しないで、保險金の無條件支拂を實施して來たのでありますが、昭和十八年四月に到つてこのやうな戰爭約款を正式に廢止したのであります。

これと同時に政府は戰爭死亡傷害保險を實施しました。この保險は死亡保險にし

て傷害保險を兼ねるものでありますが、主として戰時に於ける一般の死亡又は傷害の保險を目的とする一年定期保險であります。このやうな保險は政府が損失を負擔するもので、普通の保險に較べるとその本質は更に一歩を前進したものでありますが、將來に於ける國民保險の形態を表徴するものとして、重要な意義を有するものといふことが出來るのであります。

索引

ア

惡意 186
預り保證金 282
預り保證有價證券 242
阿片 195
阿部泰藏 477
亞米利加經驗表 61, 62, 485
アルコホル性飲料 195
安全割增 126

イ

醫事統計 279
醫師の診査料 99, 118
維持費 101
醫師報酬 261
醫術の進歩 80
遺族の保護 47
一時的廢疾 215
一時拂終身 42, 44
一時拂純保險料 85, 88, 98
醫長 276
醫的診査 63, 72, 125
遺傳 361
遺傳性疾患 195
醫務課 279, 280
印紙稅 461

ウ

ヴキタミン缺乏症 270
運送保險 393
運用信託收益 453
運用利率 125

エ

營業上の收益 131
營業稅 451
營業費 127
營業費差益 39
營業保險料 85, 151
英國十七會社表 61, 62, 485
營利保險法 393
延帶保險料 158, 433
延滯利息 164
延長定期保險 158, 169

オ

大阪生命 488
恩給基金 242, 244

カ

外貨債特別稅 457
會計課 277
外國生保會社の侵入 472

簡易保險の傳播 322
簡易保險の廢疾條項 225
簡易保險の發達 321
簡易保險の法規 309
官營簡易保險の沿革 323
官營保險 79
鑑査部 274,281
鑑査役 273,281
完全永久廢疾 214,215
關東大震災 494
監督官廳 29,34
監督規定 438
監督部 2.4
還付金(簡保) 318
勸 誘 283
管 理 435
管理課 278
元利合計 86

キ

機械傷 389
氣管支炎 270
氣管支加答兒 196
器管的障害 201
機關保險 396
基 金 25
基金醵出者 25,267
危險の選擇 191
危險の著增 188
危險の引受 161
危險の負擔 12
危險の分散 2
危險の分擔 3
記帳價格 1 6,254
逆選擇 280,369
九十日條項 217,270
教育資金 53
共濟一錢社 479
共濟組合 223
共濟五百名社 10,426
共濟生命保險會社 12
共濟千人社 479
强制規定 439
供託金 246
協同組合 30
協同團體 30
協同保險組合 25
業務課 275
業務組織 272
業務の分擔 274
局第五表 58
局第二表 58
銀行預金 36,246
銀行預金明細表 254
銀行恐慌 495
近世的保險思想の啓蒙 468
金錢信託 246
金錢信託明細表 264
近代的生命保險の誕生 473
均等利廻評價法 254
會社の解除權 174
會社の整理統合 40
會社の責任開始 161,182
會社の設立要件 27
會社の創立 27
會社の組織 30
會社の定款 28
海上保險(法) 3,392,396
回復後の廢疾 232
外務員手當 261
外務員登錄制度 285
外務員取締規則 285
外務員の敎育 286
外務員の素質 283
外務員の手數料 99,113
外務員の免許 288
外務社員 2
外務社員の道德性 285
解 約 231,266
解約益 126
解約負擔金 165
解約返還金 116,117,158,165,167,168,169,181
外野の組織 281,293
替玉事件 174
家屋稅 462
額面金額 21,46
過輕體 200,356
火災保險 1,3,6,7,396
火災保險組合 4
貸付課 277
貸付金 188,246
貸付金明細表 264
火 傷 389
瓦斯中毒 234,235
課 稅 434,444
課稅標準 447
片手及び片足の切斷 218
喀 血 196
活動資產 247
株式會社 3,24,29,31,34
株式會社の相互化 32
株式支配と相互支配 36
株式資本の償却 32
株式の賣却 34
株主財產 244
株主總會 272
株主配當金 263
株主負債 244
加入者 17,42
加入年齡 12,55
假受金 242
假受金明細表 264
假拂金 246,247
簡易保險 297
簡易保險局 54
簡易保險經驗死亡率 307
簡易保險事業の經營 320
簡易保險の創設 492
簡易保險の誕生 3.5

五年目配當 156
コレラ 270
混合保險 412

サ

財產目錄 238
財產利用方法書 28,267
最多數者の生きる壽命 72
截斷死亡表 16
截斷表 75
再保險會社 76
再保險貸 246
再保險借 242
財務課 277
詐 欺 174,186,229
削減期間 209,300
削減法 360
削減保險金 389
錯誤の年齡 178
差押禁止(簡保) 318
査定(課) 203,280
査定標準 204
產 後 195
產兒保險 397
三年截斷表 77
三要素式 84,148

シ

資金運用の制限 340
事業成績一覽表 268
事業の概況 267
事業費の制限 443
事業費 14,129
事業費明細表 264
事業報告書 238,267
事業方法書 28,29
事業方法書の變更 267
事業所得 452
死 刑 185
事故死亡率 236
事故による死亡 234
事故の發生 42
死差益 39,131
自 殺 177
自殺約款 177
資產勘定 245
資產の運用 434
資產の分布 248
資產利廻 129,135
次第に減少する保險 20
次第に增加する投資 20
市町村民稅 463
失業保險 1
失 效 266
實際死亡率 61
實際利率 151
失 神 196
失 踪 421
疾病記錄 195
疾病保險 397

ク

偶然の保險 51

ケ

經營參加權 37
經驗死亡表 63
經驗死亡率 61,204
經 產 195
繼續經費 121
繼續保險料 129
契約課 276
契約失效後の廢疾請求 228
契約者の解除權 180,186
契約者配當 26,125,182
契約者配當競爭 289
契約者配當準備金 134
契約者負擔の漸減 139
契約の維持 295
契約の復活 158,164
經理課 275
計理人 278
劇毒藥に因る死亡 234
血壓(計) 201
結 核 195,359,361
月 經 195
血行器 197
結婚資金 53
決算報告書 238
決 鬪 185,390
血 壓 359
現價(表) 87,91,93,95,96
研究課 280
健康證明書 164
原始的簡易保險 321
原始保險 467
建築工事費 246
權利の讓渡 190,318

コ

航空危險 193
高血壓 202
高配當保險 38
高齡者に對する保險料の免除(簡保) 312
呼吸器 197
呼吸困難 196
國 債 251
國債利子所得 448
國勢調査 80
國 稅 446
告知義務 172,186,419,422
告知義務違反 229
告知事項 172,193
小口保險 298
小口保險調査委員會 492
小口保險の官營 325
國民死亡表 76,307
五年截斷表 77
五年チルメル式 121

消化器 197
償還益 129,259
商工省經驗表 307
商工省日本經驗生命表 8,65
猩紅熱 270
小兒保險 301,302
常任取締役 35
剩餘金 29,31,37,121,127
剩餘金處分 134
職業旅行條項 221
女 子 222
初年度の超過經費 119
初年度の附加保險料 119
初年度の保險費用 119
耳 漏 196
心悸亢進 196
新契約競爭 160
新契約費 99
人口統計を基礎とする生命表 79
診査醫 161,192
診査醫の質問 195
診査醫の報告 197
診査課 280
心臟疼痛 196
心臟の雜音 201
身體檢査 164
信託有價證券明細表 264
診斷書 183
身長,體重及胸圍の標準表 198
眞の保險料 19
信用保險 396

ス

隨時拂 56
數理課 279
据置期間 56
据置終身年金 56
据置年金 56,57,337,341
据置配當 156

セ

稅金明細表 264
生殘者 94
生殘數 65,69
精神異常 234
精神障害 196
精神病 195,361
成人保險 301
生存保險 46,169
生存率 52
生保剩餘金 132
生命年金 53
生命保險會社協會標準體格表 200
生命保險會社の整理 486
生命保險會社の設立 26
生命保險會社の設立の順序 28
生命保險契約の意義 407
生命保險國營論 496
生命保險事業の監督 434
質問要項 192
支 店 267
自動車保險 396
支配權 34,35
支配の要素 33
支拂延期令 494
支拂課 276
支拂備金明細表 264
支拂保險金 93,179
支拂保證 34
死亡事故 144
死亡診斷書 184
死亡表 7,8,9,17,60,65
死亡表の意義 60
死亡表の作製 64
死亡保險金 11,15,93,138
死亡保險金請求 184
死亡滿期 266
死亡率 9,11,65,66,135
死亡率の改善 62,149
資本金 25,31,242
事務費 261
社 員 251
社員總會 273
社員總會に代るべき意志表示機關 273
社會總會に代るべき機關 267
社員總代 35,273
社員積立金 242
弱小保險の合同 488
弱體危險の分布 356
弱體保險 204,353,355,357,496
社債利子 453
社 長 26
終 價 86
獸 害 389
終極表 75
集金手數料 99,101
收縮時血壓 201
終身年金 54
終身保險 12,15,23,42,45,48,89,94,96
終身保險の一時拂純保險料 89
終身保險の缺陷 46
終身保險の責任準備金 108
銃 創 389
充足保險料式積立金 120
重大なる過失 186
收入保險料 129,259
習 癖 195
重要なる事實 173
十種傳染病 300
壽 命 38
種類變更 266
純危險保險 44
純危險保險金 19,143,144
純粹の保險 17
純保險金額 18
純保險料(式) 84,123
傷害保險 397

體格檢查 125
體格診查 134
貸借對照表 238,240
退職手當 375
大同生命 488
代理店貸 246,247
代理店借 242
代理店手數料 261,296
代理店の機能 295
大量保險 372
脫退給付金 378,385
他人の生命保險 425
他人のためにする保險 427
頼母子講 467
短期拂込養老 48
團體管理者の健康證明書 310
團體年金 348
團體保險 16,51,368,496

チ

蓄資保險 53
地 租 458
窒 息 234
ヂフテリア 270
中間責任準備金 113
中耳炎 193
超過死亡率 357
超過拂込額 19
超過保險 194
長期の養老保險 45
貯蓄的利益の追及 38
貯蓄と保險 43
腸チブス 270
徵兵貯蓄 52
徵兵適中率 52
徵兵適齡 52
徵兵保險 51,397,490
長命無損害 140
チルメル式責任準備金 118,120

ツ

痛 風 196
月拂保險料 299

テ

定款の變更 267
定期積金 53
定期年金 54,58,347
定期年金現價 101,
定期保險 23,42,46,51,169
定期保險料 21
低血壓 202
遞減性危險 356
遞增性危險 358
遞增保險料(式) 21,22
低保險料保險 102
溺 死 234
手數料 190
癲 癇 196
點數査定 205,276
生命保險事業の原始形態 33
生命保險得業士 288
生命保險の種類 41
生命保險の創始時代 51
生命保險法 391,395
西洋事情 470
西洋旅案內 468
整理統合 26
整理の强制命令 435
責任額 291
責任準備金 17,20,106,123,149,165
責任準備金算出方法書 28
責任準備金比例配當 145
赤痢及疫痢 270
折衷主義 426
全期チルメル式 122
選擧權 35
戰死又は戰病死 175
戰時約款の廢止 499
戰爭危險の無條件引受(簡保) 319
戰 爭 139,186
戰爭死亡傷害保險 499
戰爭その他の變亂 221
戰爭約款 413
選擇效果 72,76,150
選擇效果の消滅 125
選擇死亡表 72,73
選擇團體 63
選擇標準 45
專務取締役 29

ソ

早期死亡 202
相互會社 3,25,26,29,31,36
相互會社首唱の辭 489
相互會社の經營理念 24
相互會社の社員 25
相互扶助 32,38
相互保險會社 394
相互保險組合 33
相互保險の擡頭 489
相互保險法 393
葬式保險 467
相續人 421
相對扶助の法 470
創立總會 29
卽時終身年金 54
卽時年金 339
組織の變更 32
損益計算書 127,238,239,258
損害保險法 395

タ

第一生命截斷表 77
第一生命三十五年史所載死亡表 153
第一生命三十五年史表 77
第一徵兵 490

腦震盪 234
腦出血 270
腦栓塞及腦血栓 270
農商務省令第五號 436,484
農商務省令第十一號 437

ハ

肺 炎 196,270
賣却益 126,129,243,259
賣却損 243
肺結核 202
罹 疾 387
罹疾條項 221
罹疾手當 216,221
罹疾特約 214
罹疾による保險料の免除 311
罹疾の回復 229
罹疾の繼續 216
罹疾の繼續期間 223
罹疾の繼續證明 229
罹疾の告知 219
罹疾の承認 228,229
罹疾の請求 227
罹疾の定義 215,226
罹疾の範圍 218
罹疾保險 218,222,307
罹疾約款 226
罹疾率 222,224
配當附保險 24,48
配當利子所得稅 456
配當利子特別稅 456
徽 毒 196
破 產 424
發疹チブス 270
拂込資本 32
拂濟證券 187
拂濟保險 158,168
拂戻金 187
ハンター氏表 223,362

ヒ

非課稅債券 459
非課稅所得 447
費差益 135,150,148
必然の保險 51
被保險者 19,42,93
被保險者生年別死亡統計表 270
被保險者選擇の技術 39
被保險者團體 371
被保險者の家族歷 195
被保險者の死亡 43
被保險者票 375
被保險利益 400
百八十日條項 217,220
評價益 126,129,259
評價損 130,243
標準死亡表 496
標準體 205

フ

點數法 350
傳染性疾患 195
傳染病 186

ト

獨逸商法 392
同意主義 425
東京生命 474
統計課 279
統計局第二表 61,307
動 產 246
投資年金 54
投射死亡表 59
湯 傷 389
盜難保險 396
特別積立金 244
特定罹疾 217
特別返還金 352
特別保險料 175,193,389
吐 血 196
取締役 29,33,272
取締規定 441
取立債務 299

ナ

成島柳北 476

ニ

二十四時間主義 172
日露戰役 490
日本三會社表 61,63
日本商工省經驗表 64
日淸戰爭 483
日本生命表 77
日東保生社 474
乳幼兒の死亡率 80
尿道狹窄 195
人間の壽命 82

ネ

年金受取人 55,328
年金價格 55
年金掛金の分折 337
年金契約 41
年金の意義 327
年金の開始 55
年金の死亡表 329
年金の純掛金 331
年金の責任積立金 334
年始現在 266
年增法 358
年拂純保險料 94,98
年拂保險料 96
年拂保險料累加配當 137
年末責任準備金 111,113
年齡制度 218
年齡の計算 189
年齡の錯誤 178,189,232,423

ノ

保險金額別統計表 269
保險金削減期間(簡保) 312
保險金支拂の事由 183
保險金支拂方法 179
保險金支拂に關する條項 160
保險金支拂の免責條項 176
保險金の課稅 465
保險金の支拂 31
保險金の支拂期限 184
保險金の支拂場所 185
保險金の削減 300,389
保險金倍額支拂特約 233
保險組合 5,13,14
保險契約(者) 6,34
保險契約準備金 240
保險契約當事者の資格 403
保險契約年度別統計表 270
保險契約の解除 180
保險契約の消滅 431
保險契約の成立 161
保險契約の變更 430
保險契約の變更(簡保) 316
保險契約法 160
保險契約法の性質 405
保險計理人 273
保險月 373
保險公法 391
保險國營論 491
保險資金の國債保有 142
保險事故 409
保險思想 7,54
保險思想の發達 41
保險者の解除權 410
保險者の義務 410
保險者の權利 419
保險證券 24,29,37,162
保險證券擔保貸付 181
保險證券の形式 158
保險私法 391
保險代理商 404
保險と投資の結合 20
保險の意義 1
保險の價値 22
保險の協同組織 181
保險の原理 3
保險仲立人 404
保險年度 162
保險年齡の制限 207
保險費用 113,115,116,149
保險負債 32
保險申込書 29
保險約款 29,158
保險約款に依る貸付 246
保險約款の性質 406
保險約款の變遷 158
保險料 2,4,5,6,9,11,42
保險料延滯利息 163
保險料算出方法書 28
保險料自働貸付 170,227
保險料正味 30
フアール氏第三表 61,62
賦課式保險 10,11
不可爭條項 172
附加保險料 85,98,102,129,130,149,150,167
福澤諭吉 468
複利表 86
負債勘定 240
腐蝕傷 389
藤澤利喜太郎 62,480
藤澤氏第一表 61
復活 183,232,266
普通終身 18,42
普通保險約款 28
普通保險約款の變更 267
普通養老 47
不動產 246
不動產取得稅 463
不動產登錄稅 461
不動產明細表 264
振替貯金 246
振替拂込 299
不慮の事故 234
文書課 275
分擔制度 381

へ

平均體重 198,200
平均年齡 13
平均保險料 383
平均餘命 60,65,69,70
平準純保險料 106
平準保險料 17
平準保險料式 16,17,18,19,23
ヘックナア氏 120
返還金附即時年金 55
返還金附年金 337
變亂 186
返戻金 259

ほ

俸給 261
法人資本稅 451
法人稅 446
法定準備金 244,263
保管課 278
保管有價證券 246
保險外務員 284
保險會社の設立 26
保險官營 490
保險官營論 491
保險期間 42,46,147,410
保險業法 28,32,240
保險業法施行規則 28,259,487
保險記錄 14
保險金 2,4,9,17,29,42,259
保險金受取人 42
保險金受取人の指定變更 190
保險金受取人の順位(簡保) 313
保險金額 29

役員賞與金 133,263
安田生命 12
安田善次郎 476
約款條項 160
矢野恒太 63,482,486

ユ

有價證券 130,246
有價證券移轉稅 459
有價證券明細表 264
有限拂込終身 42,43
郵便年金 54,55,327,495
郵便年金令 56
郵便保險年金制度調査委員會 324
猶豫期間 163
猶豫期間中の死亡 185
幽靈契約 247

ヨ

養老保險 15,23,42,46,47,169
養老年金 328
養老保險の一時拂純保險料 91
養老保險の責任準備金 119
預金利息 453
預託金 248
豫定死亡 66
豫定利率 39,103,127,135,151

リ

利益主義 425
利益の源泉 148
利益配當 26,266
利益配當準備金 130,243
利益配當の豫想 290
陸上保險 392
陸上保險法 398
利源配當計算例 151,155
利源別配當方法 148
利差益 39,126,135,151
流行性感冒 270,493
流動資産 168
兩眼の完全なる失明 217
料金課 277
兩手若しくは兩足の切斷 217
旅行又は職業の變更 176
利 率 86
淋 疾 196
臨時利得稅 449

ル

累加配當 38,145

レ

聯合終身 42,44
レントゲン 203

ロ

ロイマチス 196
肋膜炎 196
考衰 218

ワ

若山儀一 474

保險料積立金明細表 264
保險料の計算 84
保險料の支拂 410
保險料の集金 295
保險料の拂込 15,16,29,227
保險料の免稅 465
保險料拂込期日 162
保險料拂込時期 182
保險料拂込場所 182
保險料拂込免除特約條項 224
保險料拂込猶豫期間 163,183
保險料振替貸付 246
保險料免除特典 215,221
募集手當 291
募集取締規則 292
保證期間 56,337
保證期間附年金 337
保證据置年金 57,344
保證即時年金 56,343
本社の組織 275

マ

每年繼續定期保險 10,15,16,107
前 拂 94
滿期配當 156
滿期保險金請求 184
慢性咳嗽 196
慢性消化器障碍 196

ミ

未經過保險料明細表 264
未經過利息 242
未經過利息明細表 264
未收保險料 246,247
未拂金 242
未拂込株金 247
脈 搏 201

ム

無 効 231
無情講 467
無診査保險 208,210,280,305
無配當保險 24,37

メ

明治生命の創立 477
免責事由 185,230
免責條項 177
面 接 309

モ

申込者の環境 195
申込者の調査 206
申込書 192
盲腸炎 196
模範約款 182,487

ヤ

出文協承認　あ471039號

昭和十八年五月二十日　印刷
昭和十八年六月二十日　發行（一五〇〇）

定價　三圓八十錢
特別行爲稅相當額　二十錢
合計　四圓

生命保險の話

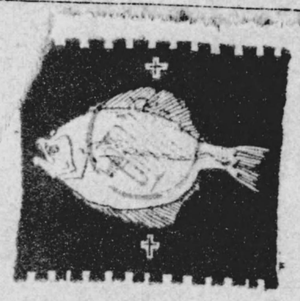

著者　本城俊明（ほんじょうとしあき）　東京市日本橋區通二丁目一番地
發行者　本城俊明　東京市牛込區山吹町十九八番地
印刷者　山本禎男

（六七東東）刷印社文宗社會式株

發行所　東京市日本橋區通二丁目一番地大同生命館
會社研究社
電話日本橋(24)四〇七八番
振替口座東京六三六六番
會員番號一〇六〇一五

配給元　東京神田淡路町二丁目九番地
日本出版配給株式會社

= 1826
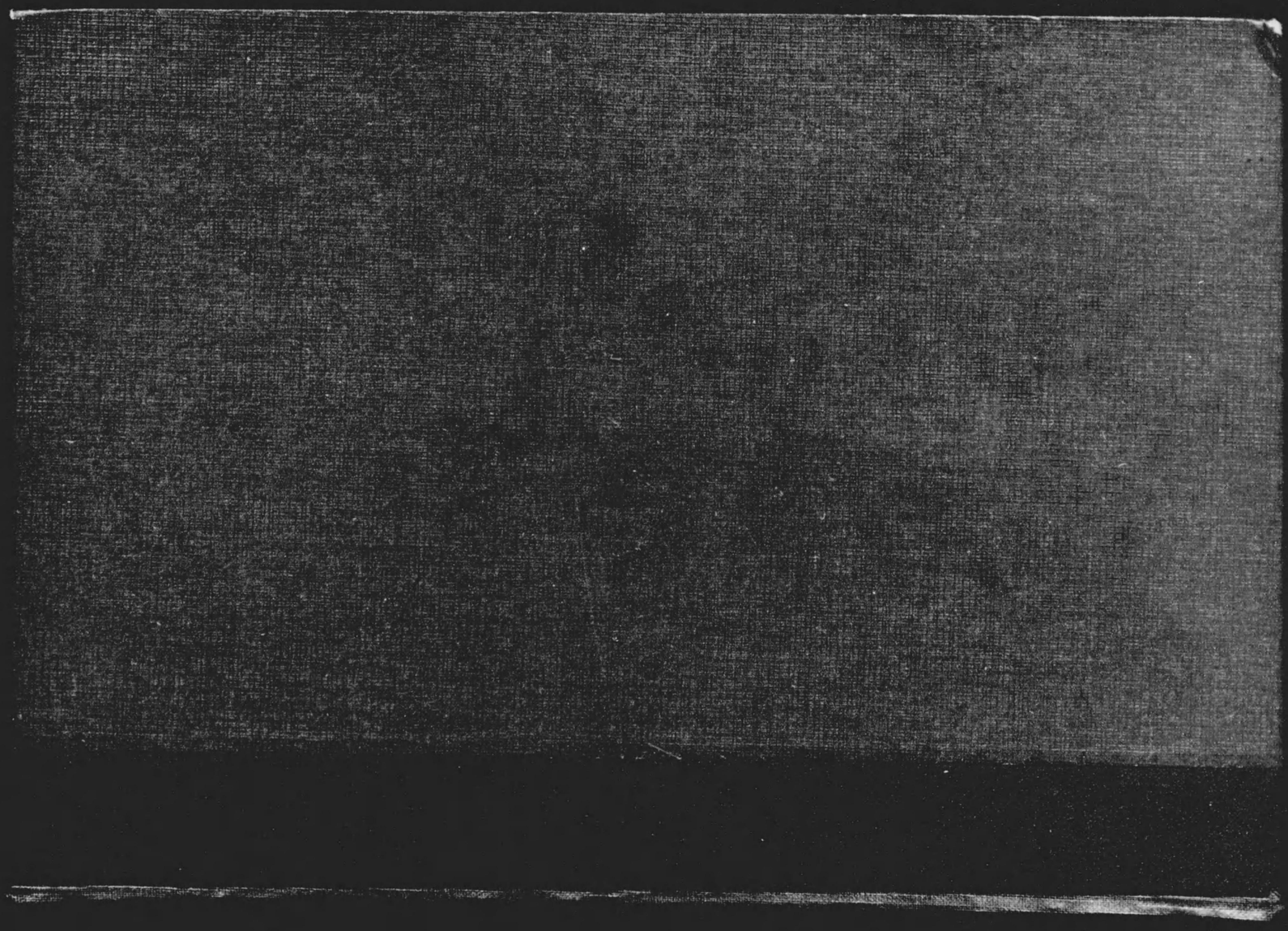
339.4
H85